

令和元年度 成年後見制度に関する実態把握調査結果

令和元年 12 月

ふれあいネットワーク



社会福祉
法人

新潟県社会福祉協議会

《 も く じ 》

- 調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

- 令和元年度新潟県における成年後見関係事件に関する実態把握調査の結果・・・・4

- 令和元年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果・・・23

- 令和元年度社協における法人後見事業等に関する実態把握調査の結果・・・・34

調査の概要

1 目的

県内における成年後見制度の取組み状況の把握

2 実施主体

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

3 調査の種類、目的、対象等

(1) 令和元年度新潟県における成年後見関係事件に関する実態把握調査

目的	新潟家庭裁判所において取り扱う成年後見事件の状況把握
対象	新潟家庭裁判所(1か所)
実施方法	郵送による依頼とファクスによる回収
発送数	1
回収数	1

(2) 令和元年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査

目的	新潟県内における成年後見制度利用支援事業等の実施状況の把握
対象	新潟県内の市町村行政(30市町村)
実施方法	メールによる依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

(3) 令和元年度社協における法人後見事業等に関する実態把握調査

目的	新潟県内の市町村社会福祉協議会における法人後見事業等への取組み状況の把握
対象	新潟県内の市町村社会福祉協議会(30社協)
実施方法	メール等による依頼及びメール等による回収
発送数	30
回収数	30

4 調査期間

令和元年5月7日～6月14日

5 調査結果の概要

①令和元年度新潟県における成年後見関係事件に関する実態把握調査の結果について

- 平成30年の成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件)の申立件数は936件(前年比150件増)。
- 平成30年の申立人については、本人の子が209件。
- 平成30年の市町村長申立件数は157件^{※1}(前年比46件増)。
- 平成30年の主な申立て動機は預貯金等の管理・解約が595件。
- 平成30年の成年後見人等と本人との関係別選任件数は、親族後見人^{※2}選任件数が205件(前年比19件増)、第三者後見人^{※3}選任件数が728件(前年比103件増)となり、平成25年以降、第三者後見人の選任件数が親族後見人の選任件数を上回っており、その件数の差は年々開いている。
- 令和元年5月31日時点の成年後見制度利用者数は4,615人(前年比333人増)で、本調査開始(平成26年)以降、年々増加している。

②令和元年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果について

- 29市町村において成年後見制度利用支援事業「申立てに要する経費の助成」を実施しており、また、全ての市町村において成年後見制度利用支援事業「後見人等への報酬助成」を実施している。「申立てに要する経費の助成」については9市町村が、「後見人等への報酬の助成」については2市町村が助成対象者を「市町村長申立」に限定している。
- 成年後見制度利用支援事業の「申立てに要する経費の助成」について、県内全体で11,721千円の予算額に対して2,155千円の執行額となっており、「後見人等への報酬の助成」については県内全体で157,175千円の予算額に対し、118,523千円の執行額となっている。
- 市町村長申立について、平成30年度において24市町村で合計179件^{※1}の申立てがあった一方で、6市町村では市町村長申立の実績がなかった。また、申立てにあたって実施する親族調査の範囲について、26市町村が「2親等まで」としている一方で、3市町村が「4親等まで」とし、1市町村が「2親等までであるが、状況により4親等まで」としている。
- 令和元年度に「市民後見推進に関する事業」は7市町村が実施、「成年後見制度法人後見支援事業」は13市町村が実施する。
- 県内において市民後見人養成研修を修了した人数は5市町村で合計301人。そのうち、「現在、市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人」が2市町村で17人、「現在、法人後見実施団体の嘱託職員等(法人後見支援員)として活動している人」が3市町村で90人となっている。

③令和元年度社協における法人後見事業等に関する実態把握調査の結果について

- 法人後見事業を実施している 18 社協(前年比 5 社協増)で、これまでに合計 223 件(前年比 59 件増)の受任実績があり、そのうち 53 件は既に終了しているため、現在は 170 件(前年比 37 件増)を受任している。
- 法人後見事業について検討中または未実施の 12 社協のうち、「検討中」が 2 社協、「検討していない(当分の間、実施する予定はない)」が 10 社協となっている。「検討中」の 2 社協においては、1 社協が「令和 2 年度中」と回答し、1 社協は「検討時期は未定」と回答。

※1:「令和元年度新潟県における成年後見関係事件に関する実態把握調査の結果」と「令和元年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果」における市町村長申立件数に相違があるのは、新潟家庭裁判所では集計が暦年であるのに対し、市町村での集計が年度となっているため。

※2:「親族後見人」とは、親族(配偶者・子・兄弟姉妹等)で本人の成年後見人等に選任された者の総称。

※3:「第三者後見人」とは、親族以外(弁護士・司法書士・社会福祉士・社会福祉協議会等)で本人の成年後見人等に選任された者の総称。

令和元年度 新潟県における成年後見関係事件に関する実態把握調査の結果

【調査概要】

目的	新潟家庭裁判所において取り扱う成年後見関係事件の状況把握
対象	新潟家庭裁判所 (新潟家庭裁判所本庁、三条支部、新発田支部、長岡支部、高田支部、佐渡支部、十日町出張所)
調査時期	令和元年5月7日から6月14日
調査方法	郵便による依頼とファクスによる回収
発送数	1
回収数	1

※ 本年度以前の数値は過去に本会が実施した調査結果を引用。

【定義】

成年後見人等	成年後見人、任意後見人、保佐人、補助人の総称
成年被後見人等	成年被後見人、任意被後見人、被保佐人、被補助人の総称
親族後見人	親族(配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他親族)で本人の成年後見人等に選任された者の総称
第三者後見人	親族以外(弁護士、司法書士、社会福祉士、その他)で本人の成年後見人等に選任された者の総称

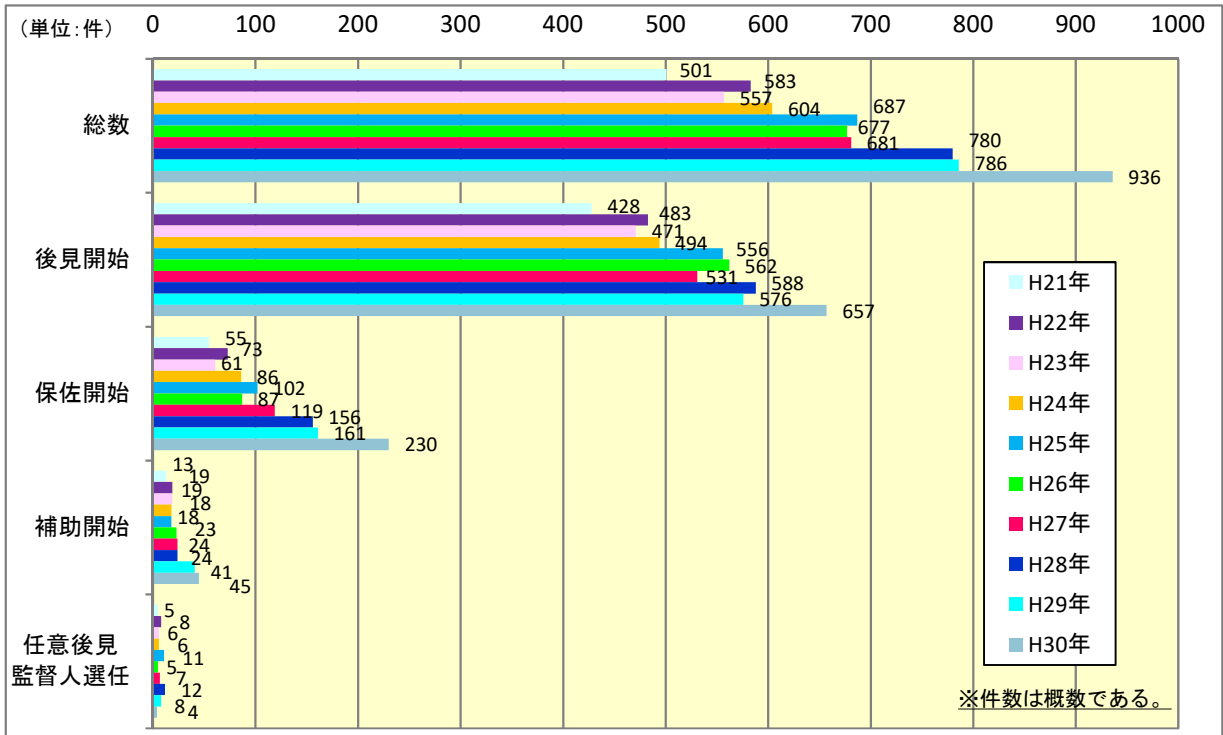
【新潟家庭裁判所支部別の管轄市町村】

新潟家庭裁判所本庁	新潟市、燕市(旧吉田町)、五泉市、阿賀町、弥彦村
三条支部	三条市、加茂市、燕市(旧燕市、旧分水町)、田上町
新発田支部	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村
長岡支部	長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、刈羽村
高田支部	上越市、糸魚川市、妙高市、十日町市(旧松代町、旧松之山町)
佐渡支部	佐渡市
十日町出張所	十日町市(旧十日町市、旧川西町、旧中里村)、津南町

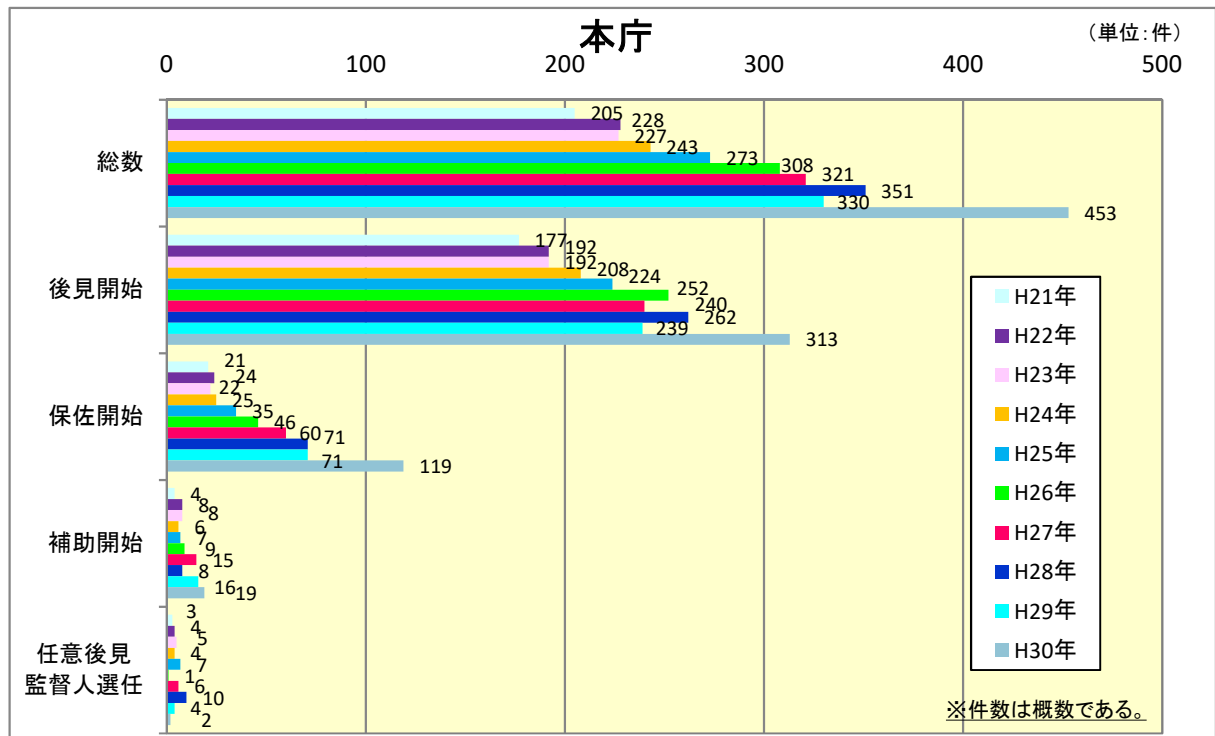
1 成年後見関係事件の申立件数の推移

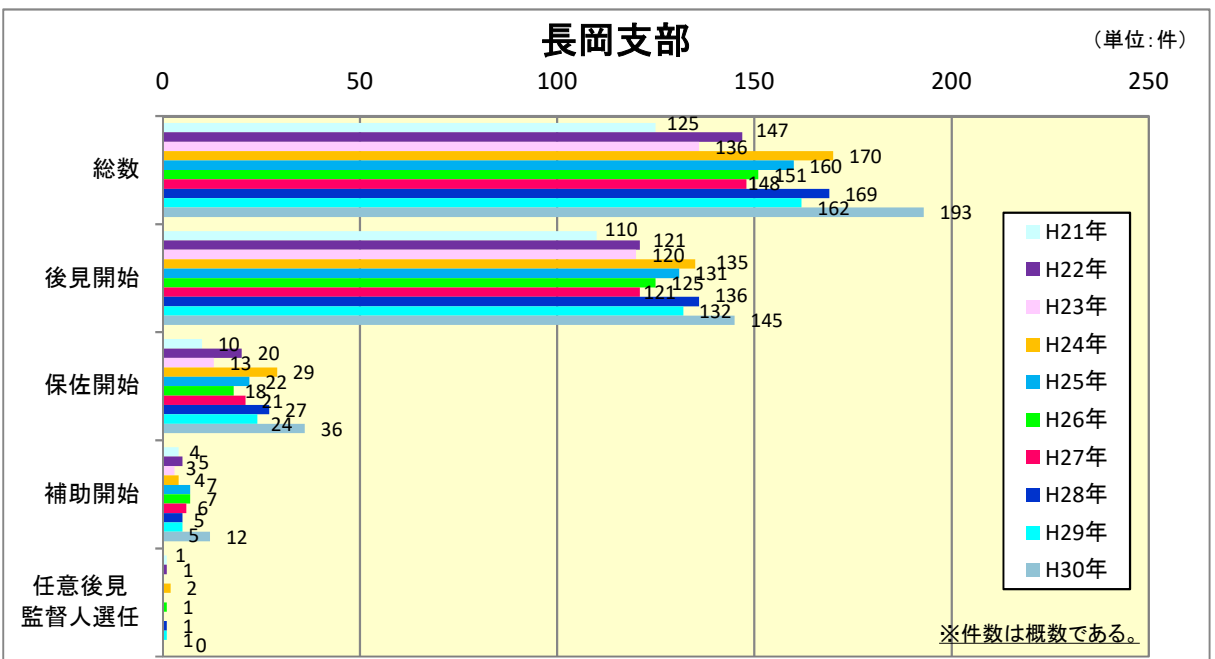
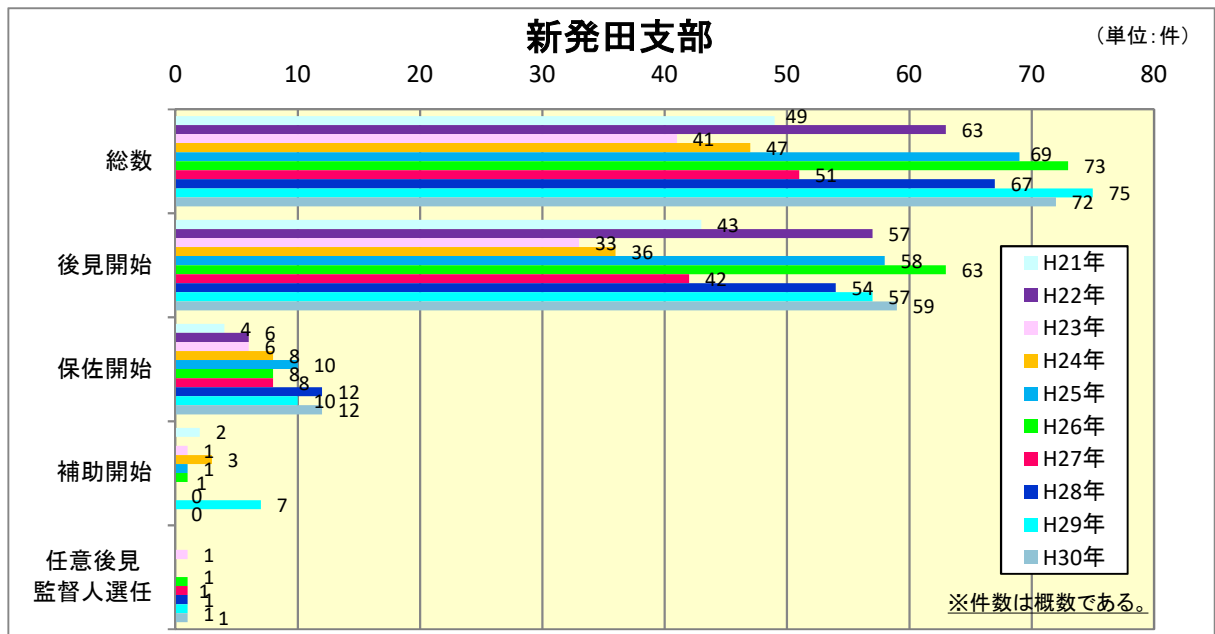
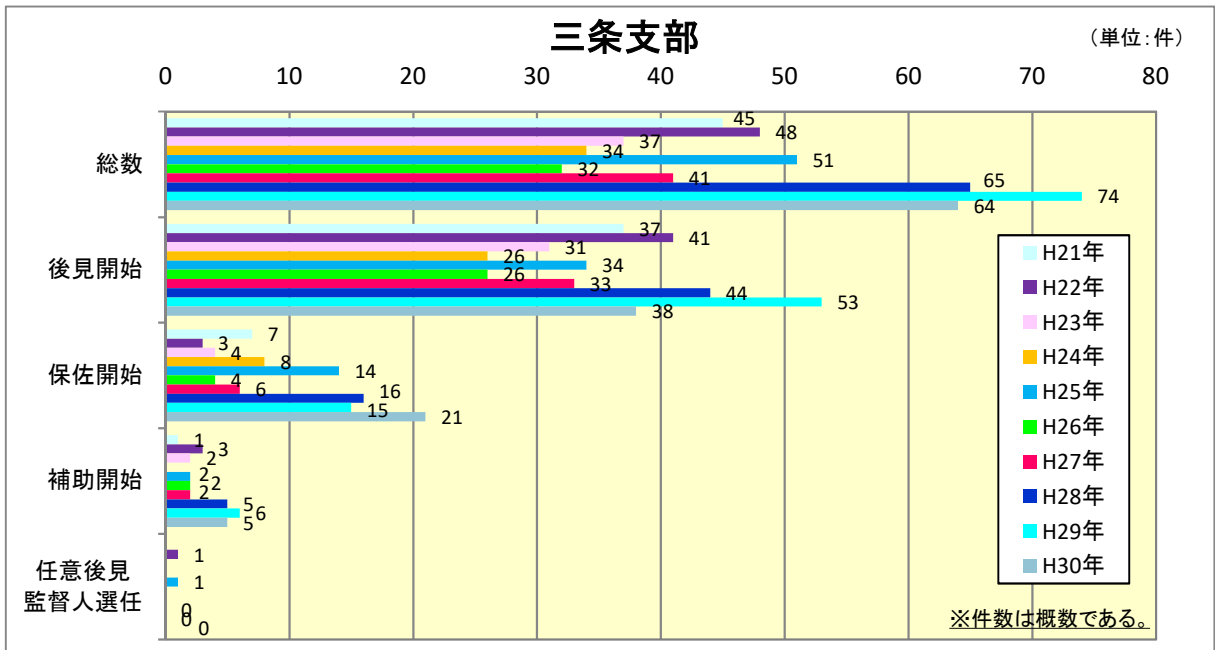
※ ここで言う「成年後見関係事件」とは、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のこと。

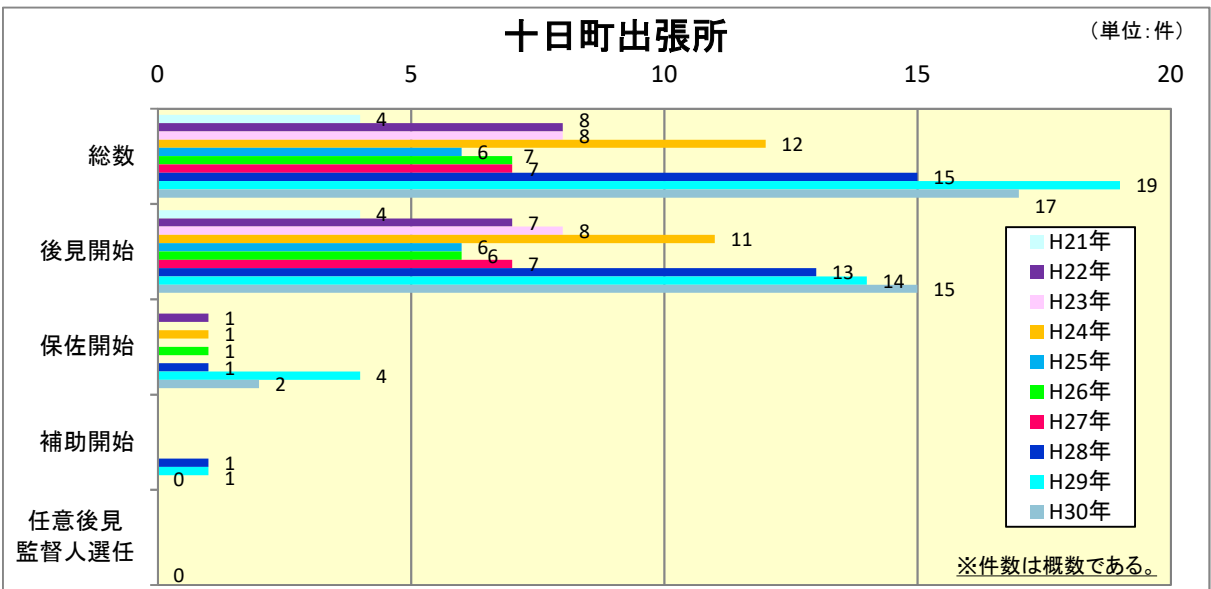
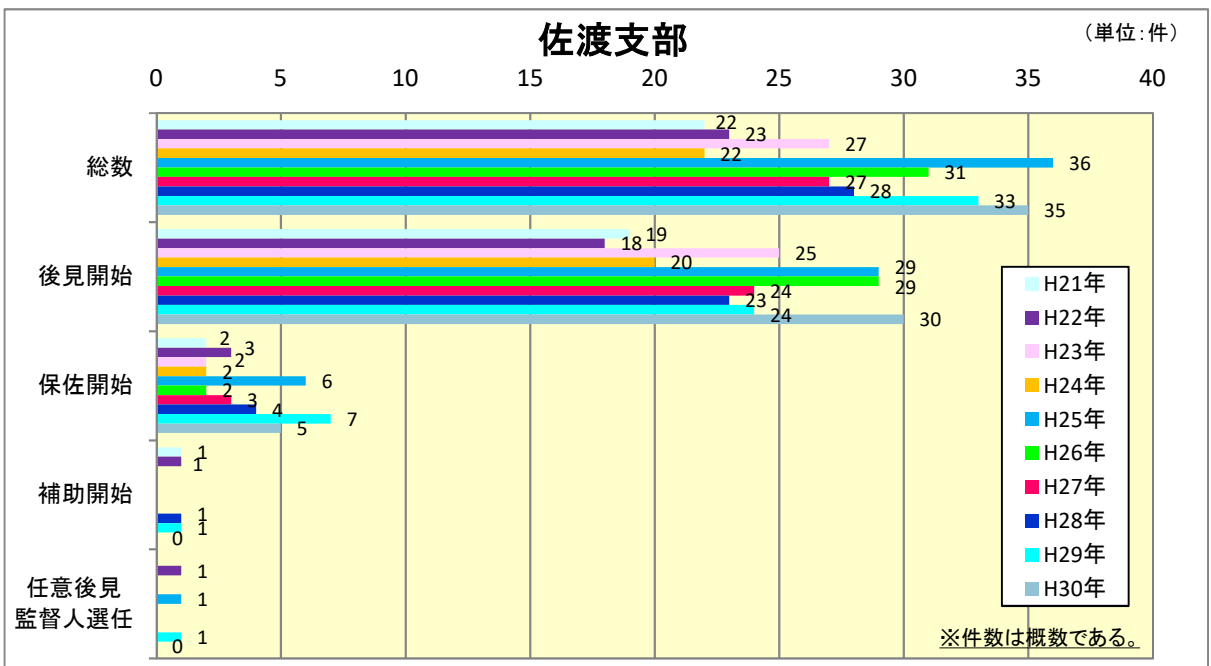
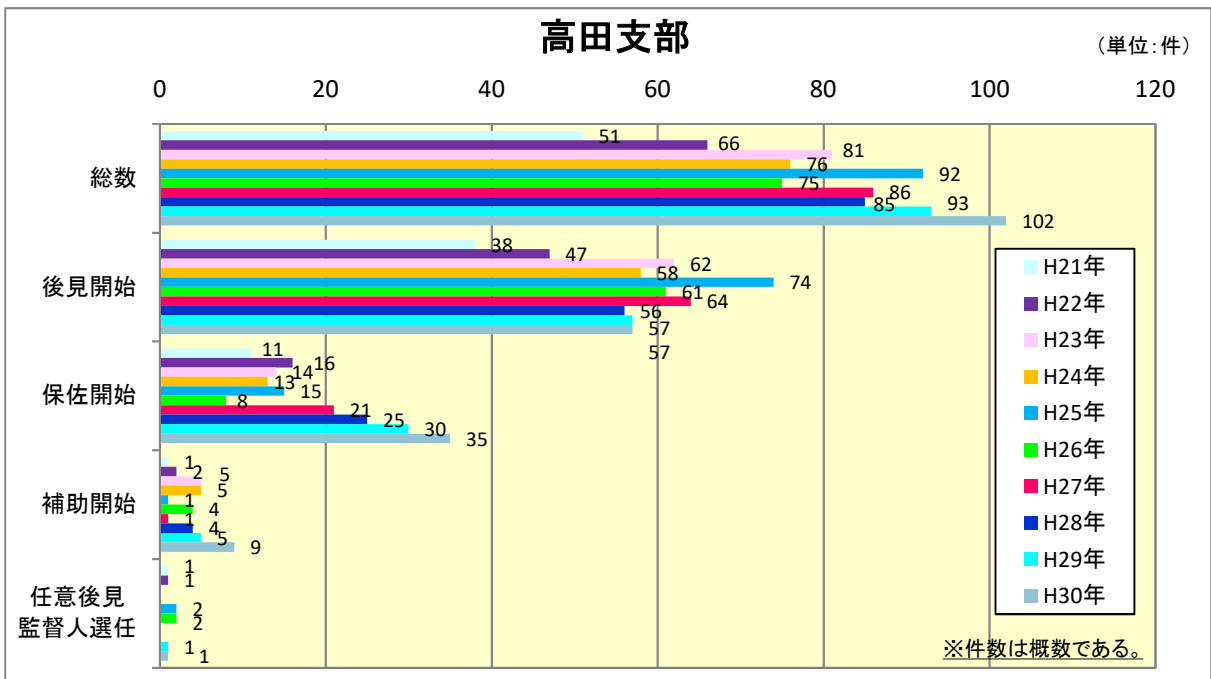
- 平成30年の成年後見関係事件の申立件数は936件で、前年に比べて150件増加した。(後見開始では前年比81件の増、保佐開始では前年比69件の増、補助開始では前年比4件の増、任意後見監督人選任では前年比4件の減。)
- 平成30年の成年後見関係事件の申立件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で453件(前年比123件増)と一番多く、次いで長岡支部管内で193件(前年比31件増)、高田支部管内で102件(前年比9件増)、新発田支部管内で72件(前年比3件減)、三条支部管内で64件(前年比10件減)、佐渡支部管内で35件(前年比2件増)、十日町出張所管内で17件(前年比2件減)となっている。



《本庁・支部・出張所別件数》

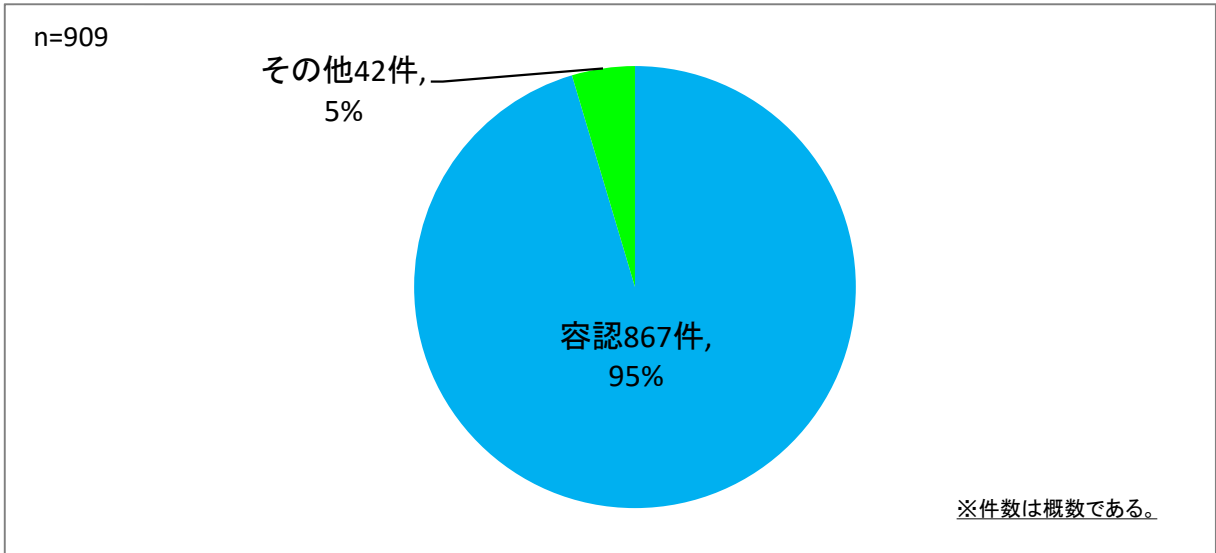




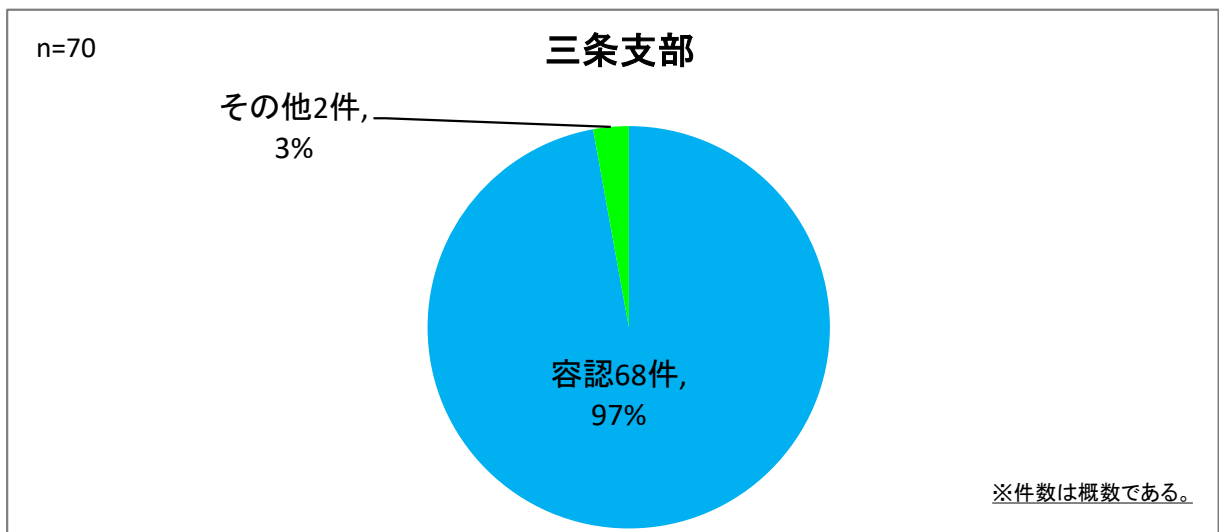
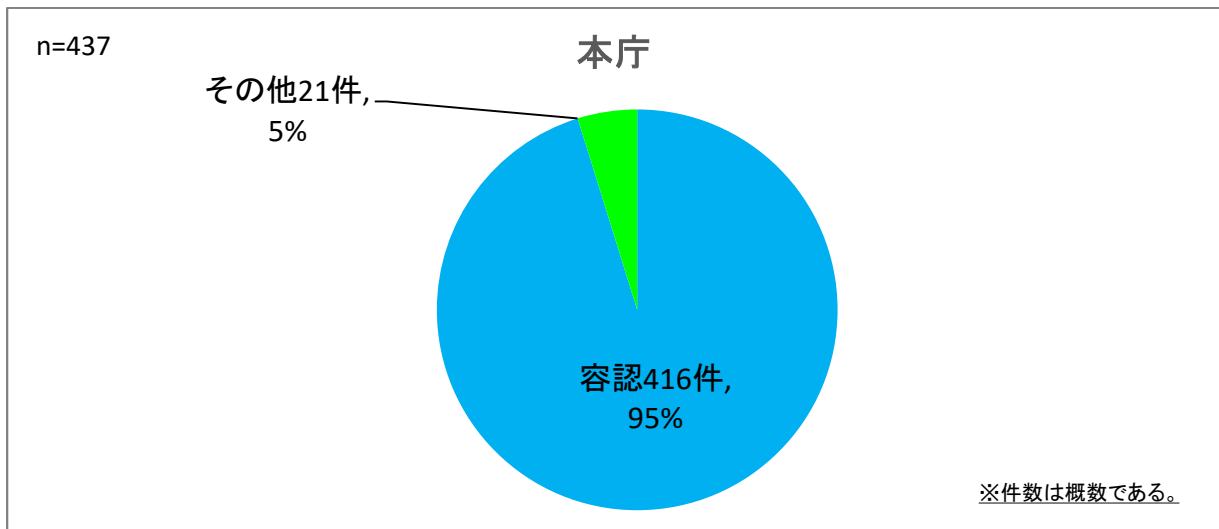


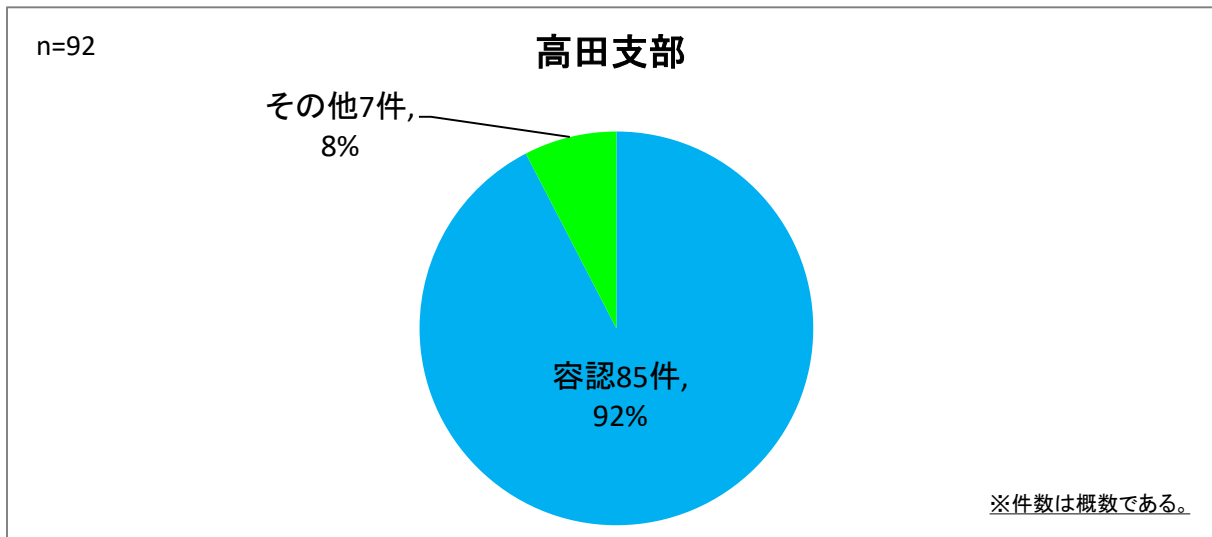
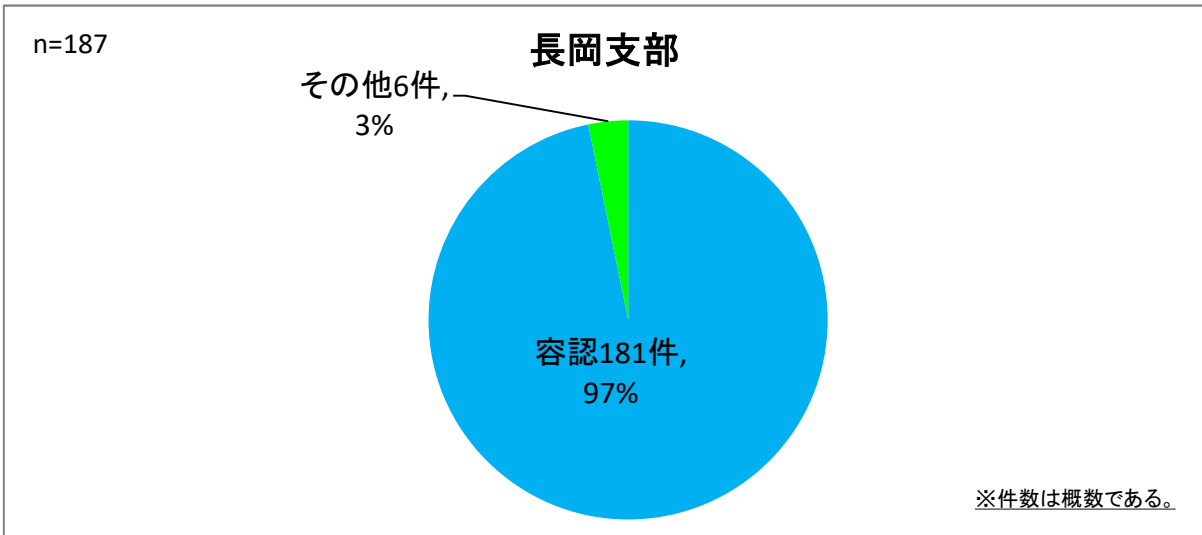
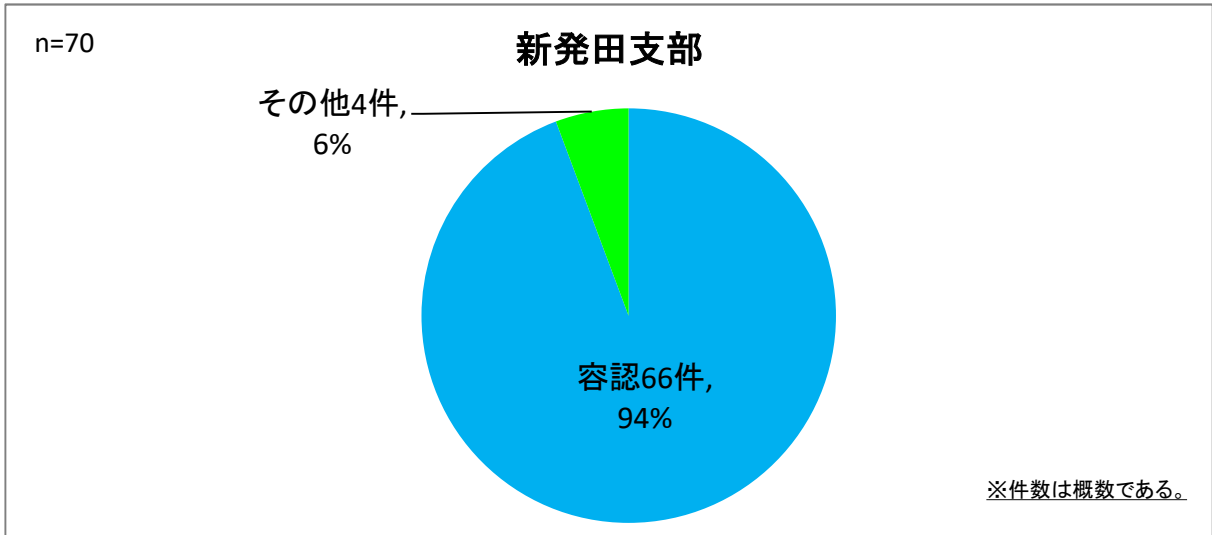
2 平成30年における終局区分別件数

- 成年後見関係事件の終局事件合計909件のうち、「容認」で終局したものは867件(95%)である。
- 成年後見関係事件の終局事件のうち、「容認」で終局した件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で416件(95%)と一番多く、次いで長岡支部管内で181件(97%)、高田支部管内で85件(92%)、三条支部管内で68件(97%)、新発田支部管内で66件(94%)、佐渡支部管内で32件(97%)、十日町出張所管内で19件(95%)となっている。



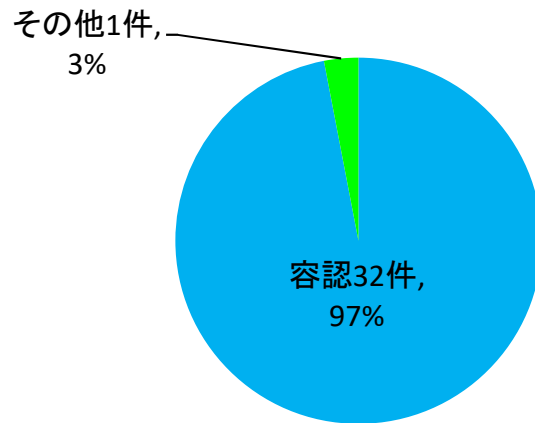
《本庁・支部・出張所別件数》





n=33

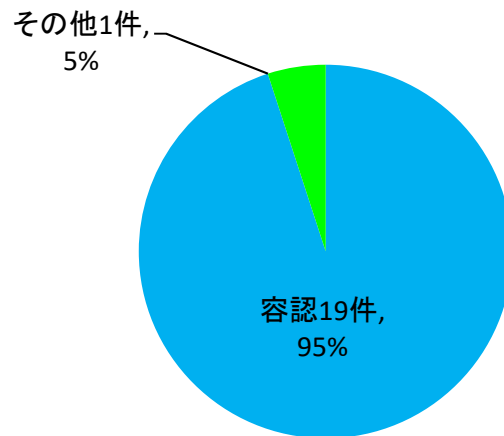
佐渡支部



※件数は概数である。

n=20

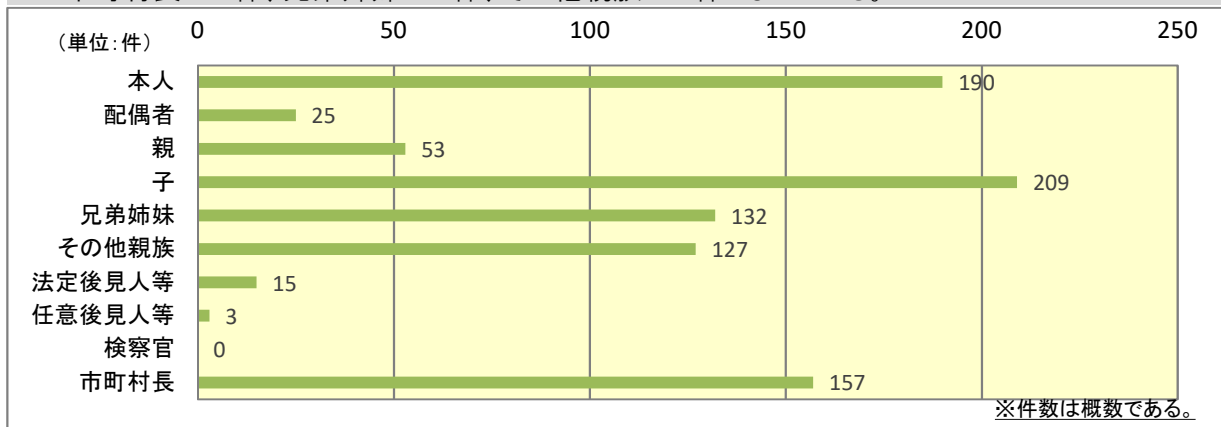
十日町出張所



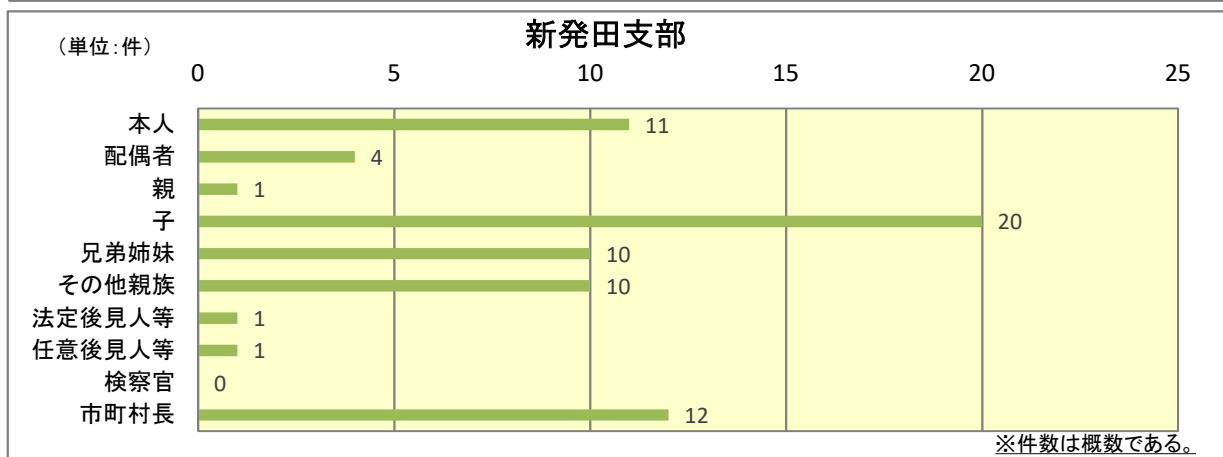
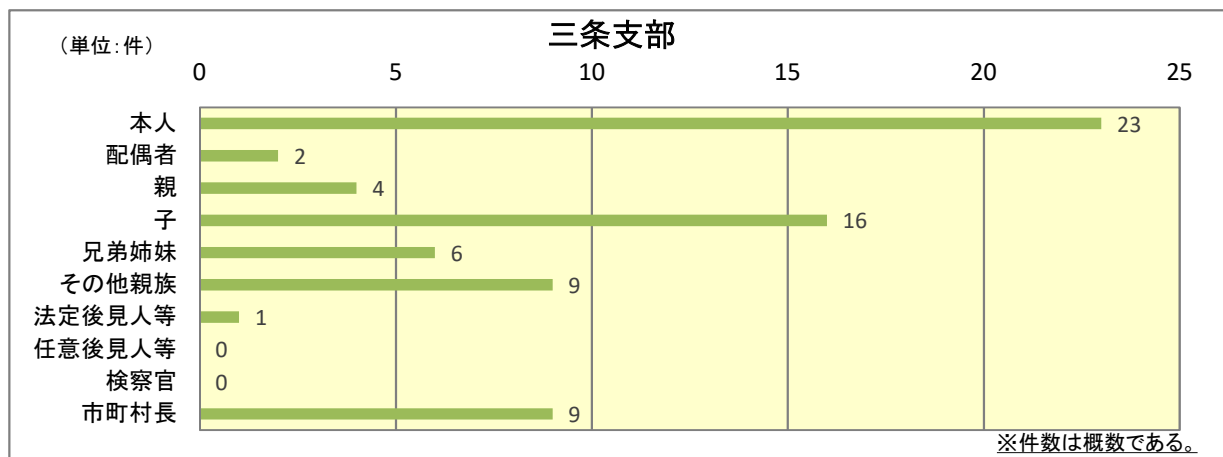
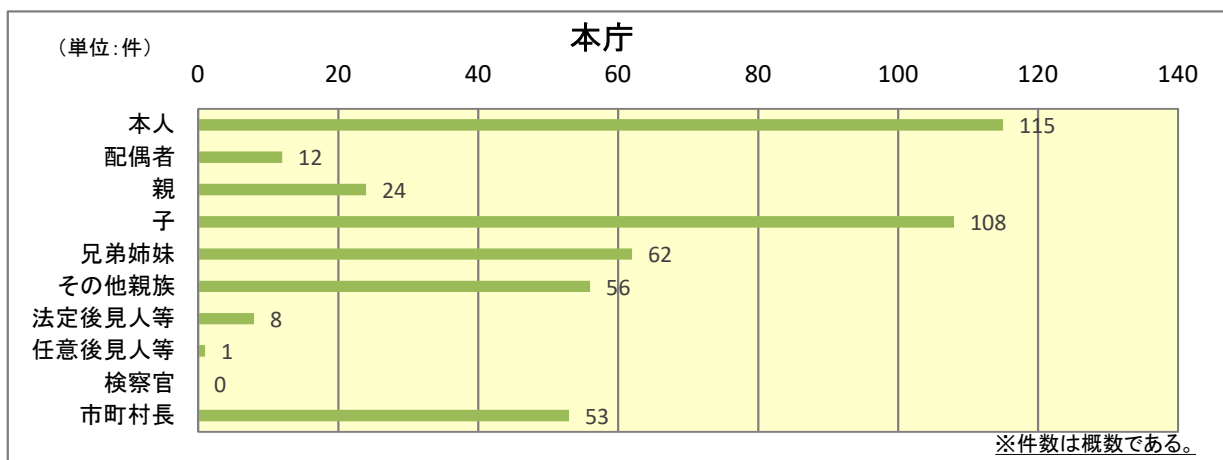
※件数は概数である。

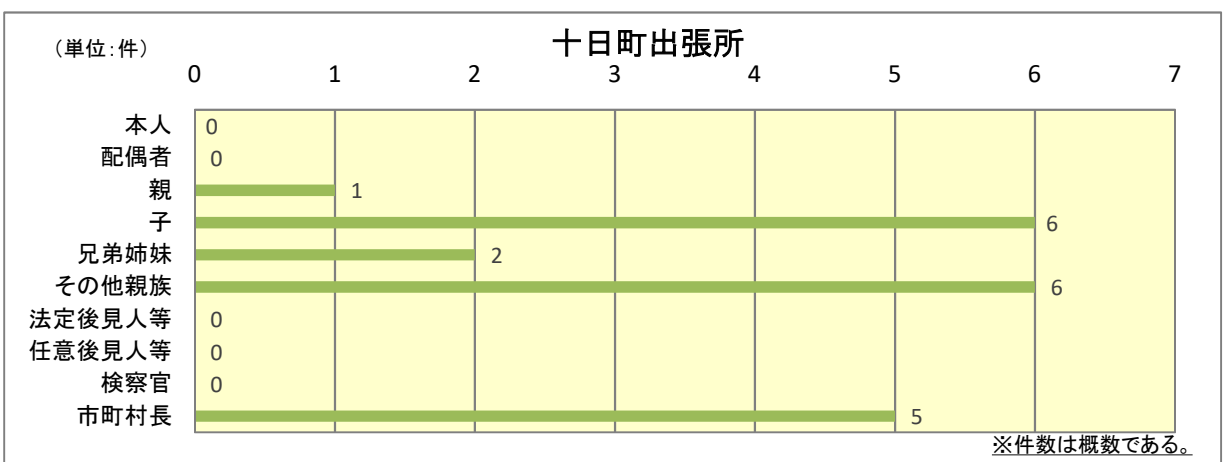
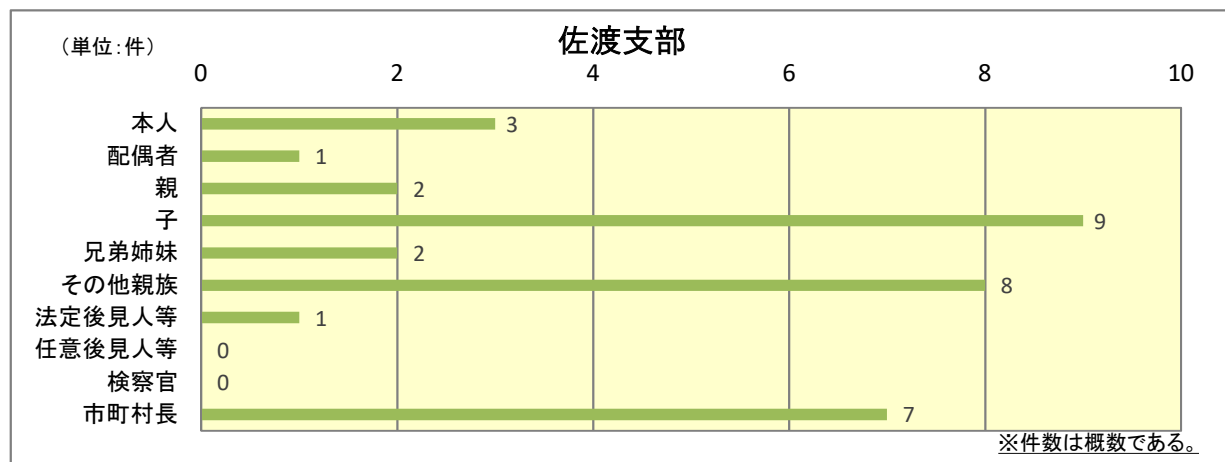
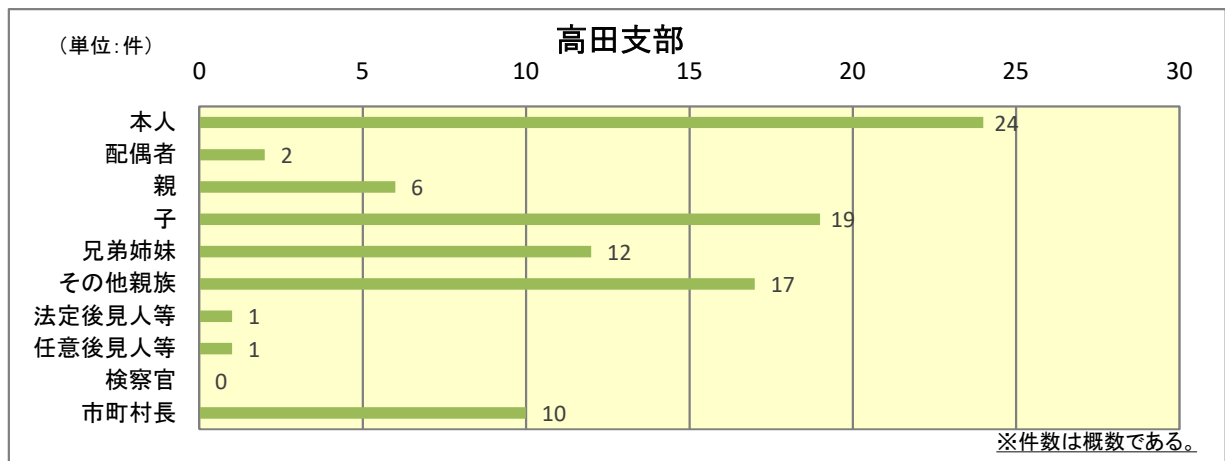
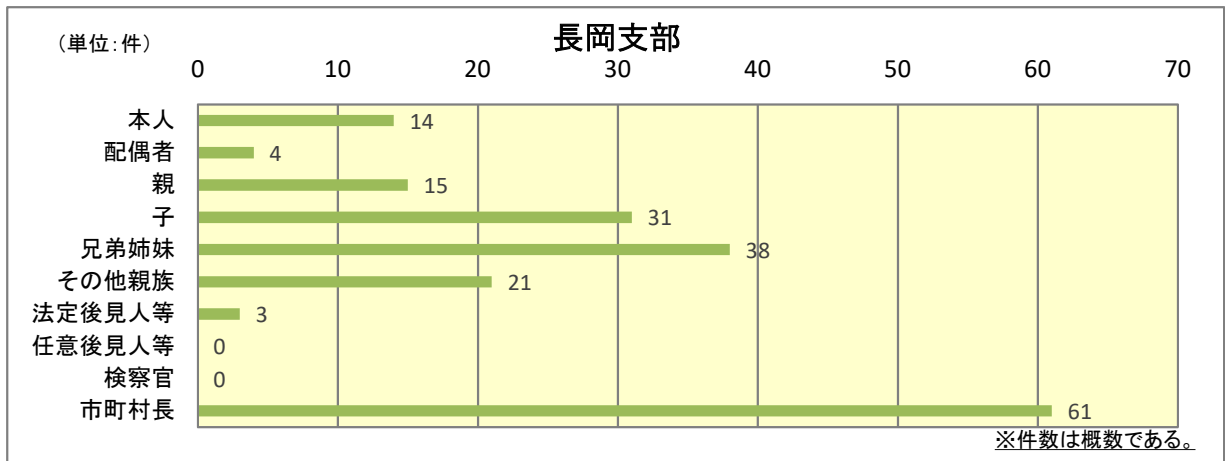
3 申立人の属性

➤ 平成30年の申立人と本人との関係については、本人の子が最も多く209件、次いで本人190件、市町村長157件、兄弟姉妹132件、その他親族127件となっている。



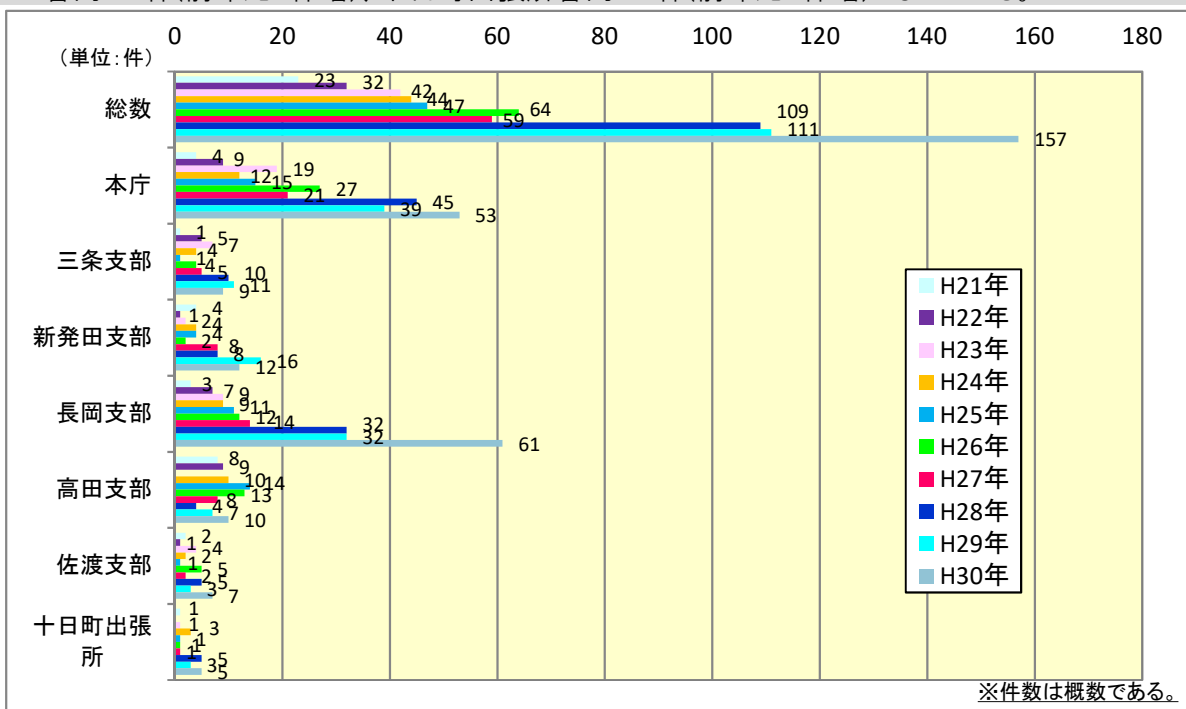
《本庁・支部・出張所別件数》





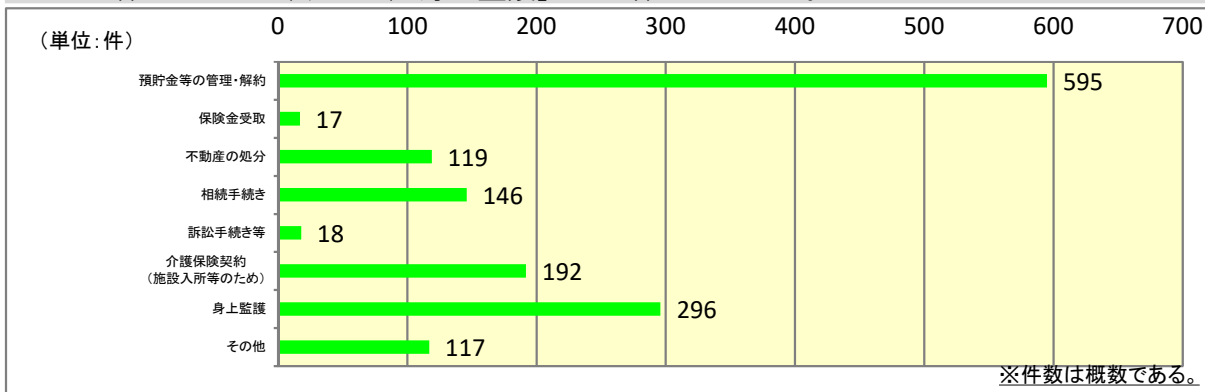
4 市町村長申立件数の推移

- 平成30年の市町村長申立件数は157件で、前年と比べて46件増加した。
- 平成30年の市町村長申立件数を本庁・支部・出張所別にみると、長岡支部管内で61件(前年比29件増)と一番多く、次いで本庁管内で53件(前年比14件増)、新発田支部管内で12件(前年比4件減)、高田支部管内で10件(前年比3件増)、三条支部管内で9件(前年比2件減)、佐渡支部管内で7件(前年比4件増)、十日町出張所管内で5件(前年比2件増)となっている。

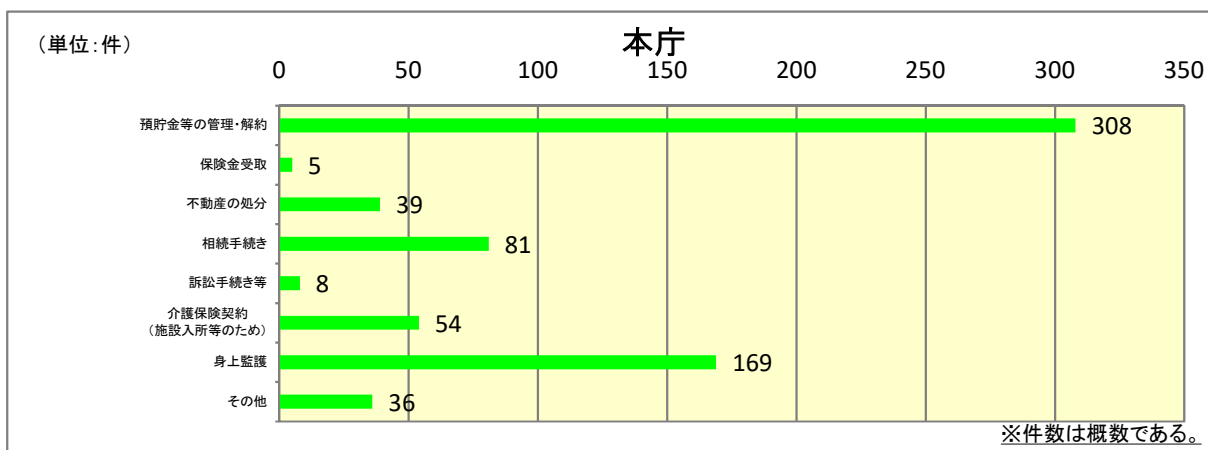


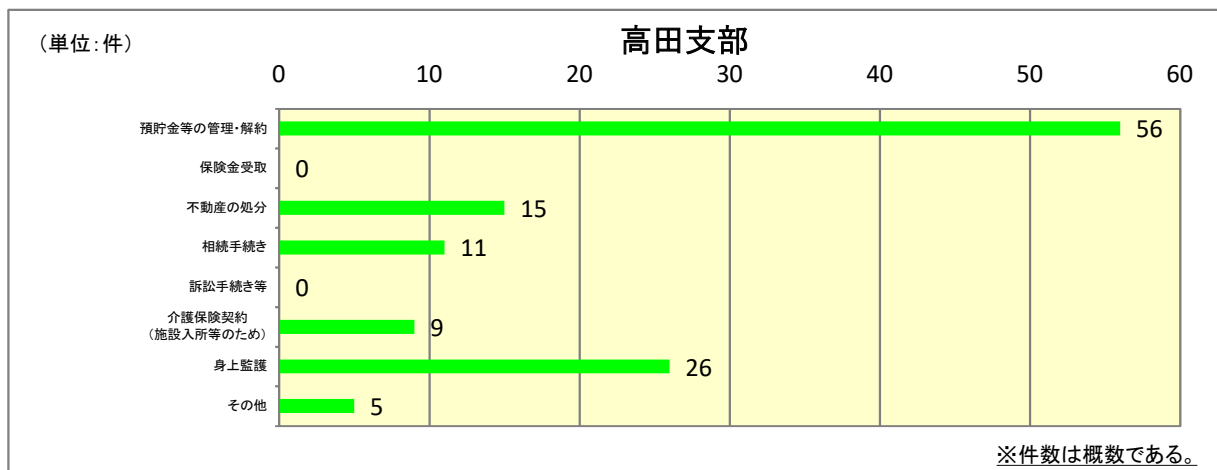
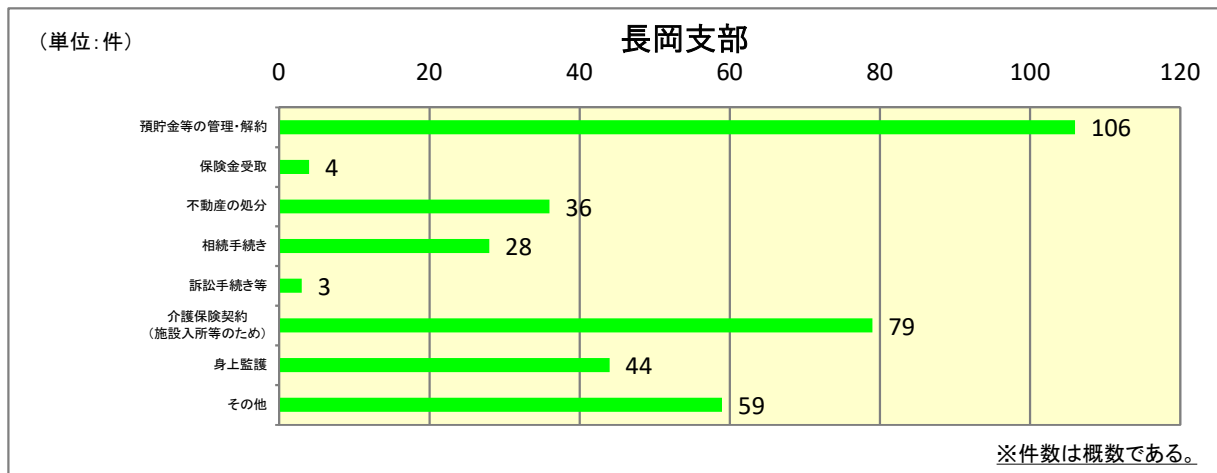
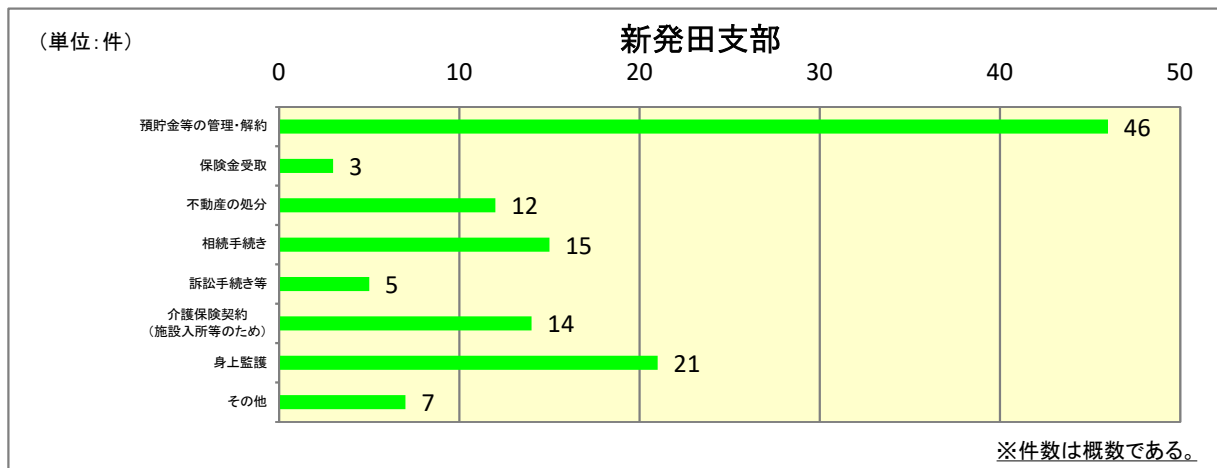
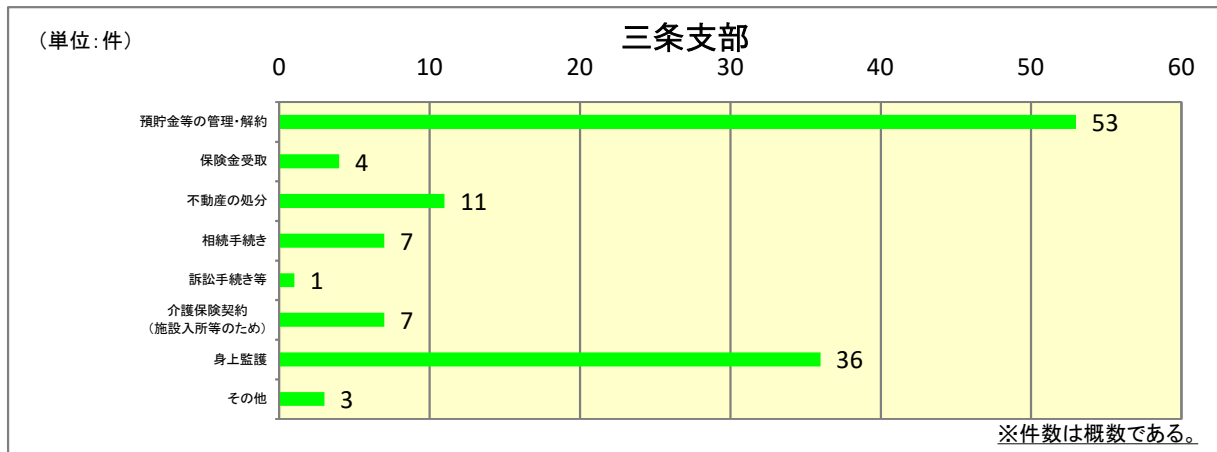
5 申立ての主な動機

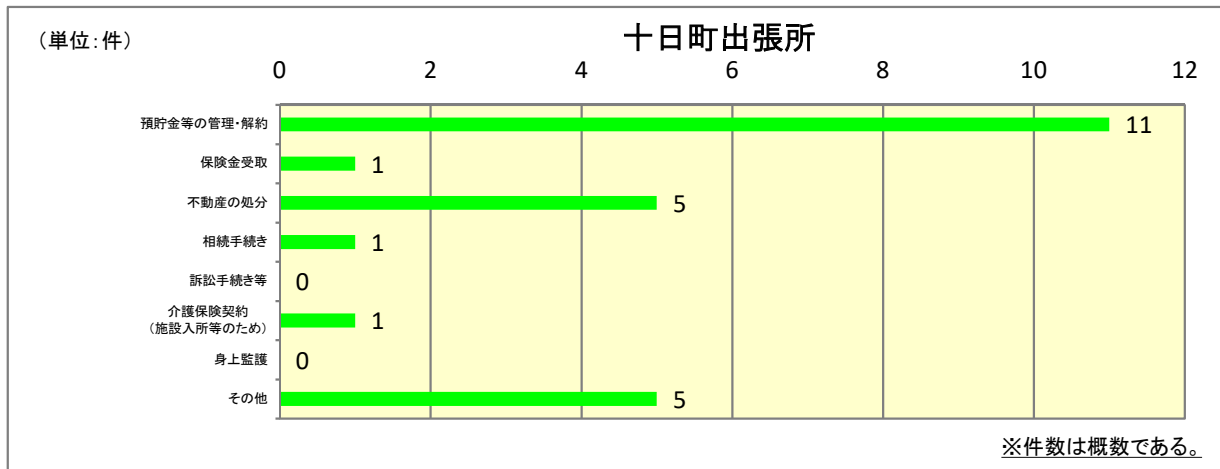
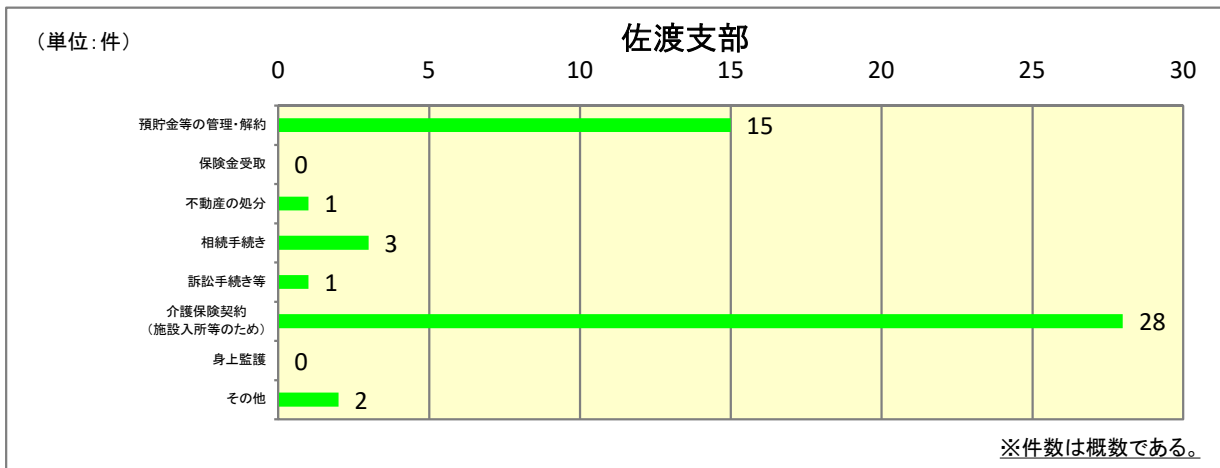
- 平成30年の成年後見関係事件の主な申立の動機としては、「預貯金等の管理・解約」が最も多く595件となっており、次いで、「身上監護」が296件となっている。



《本庁・支部・出張所別件数》

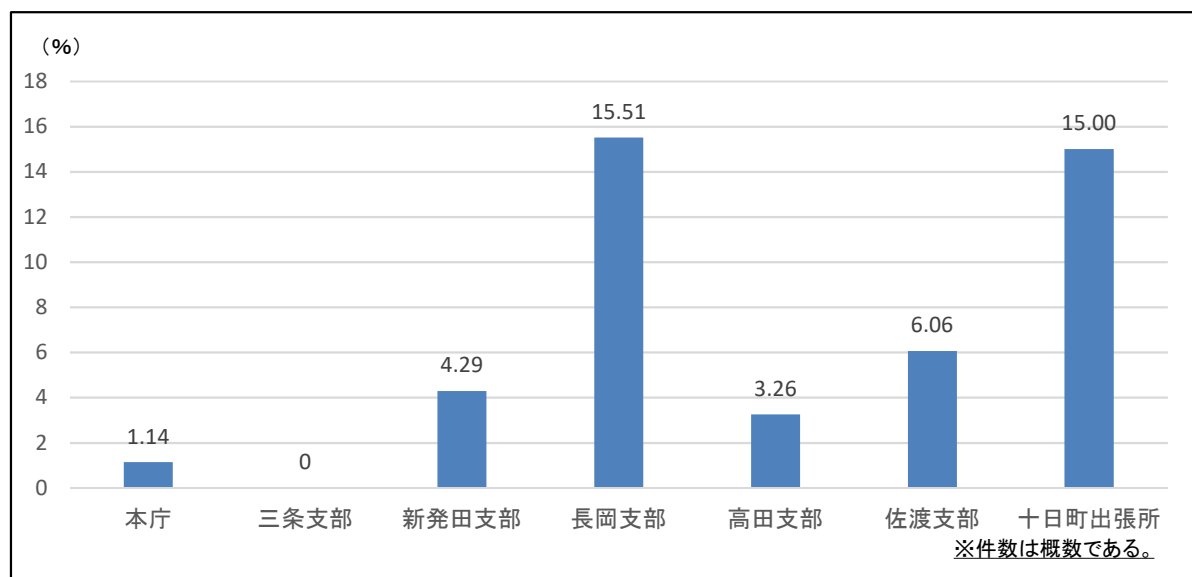






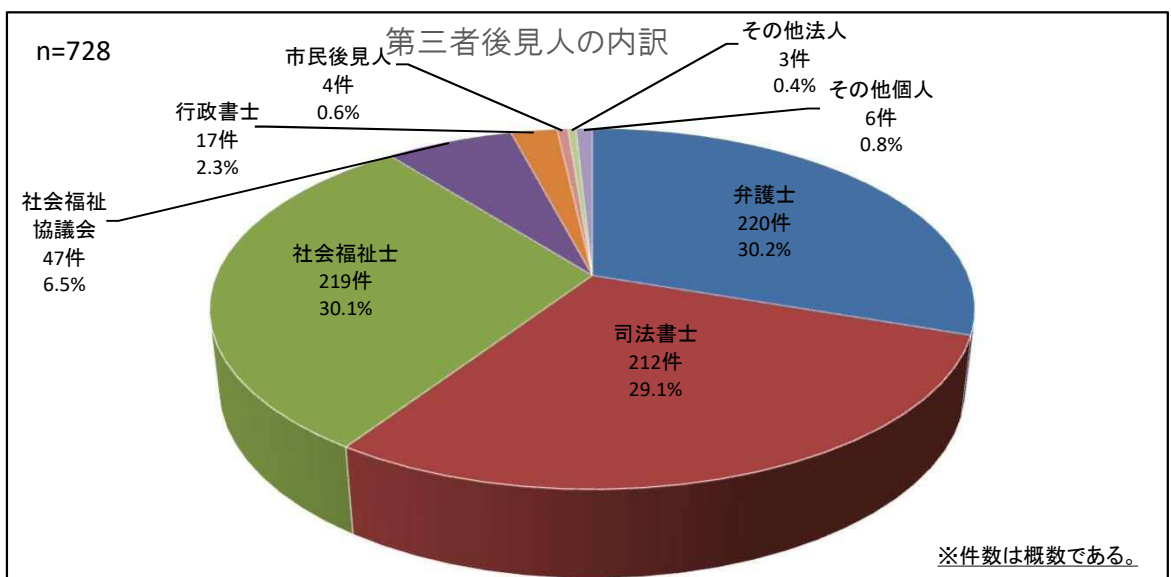
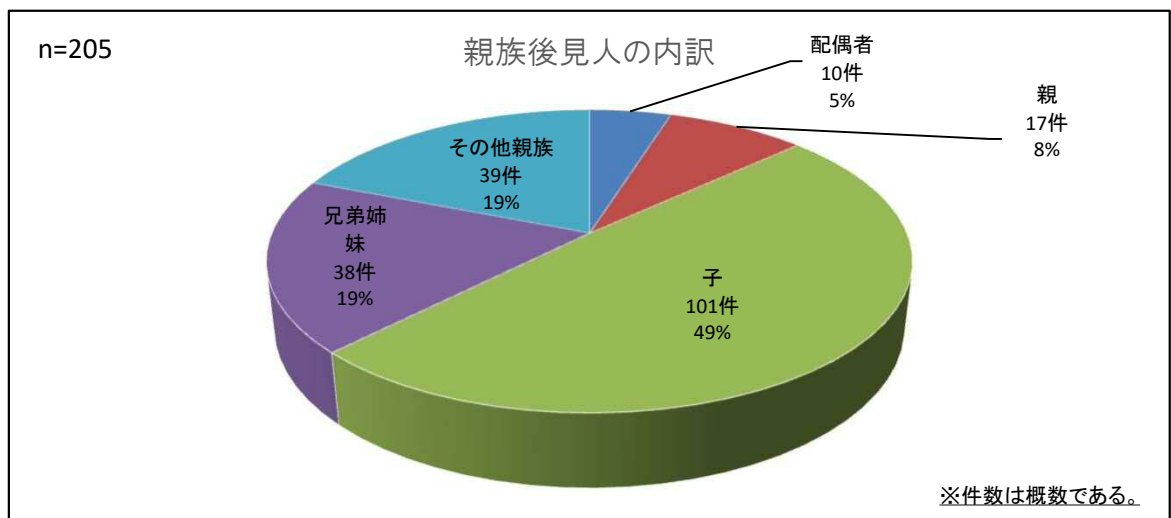
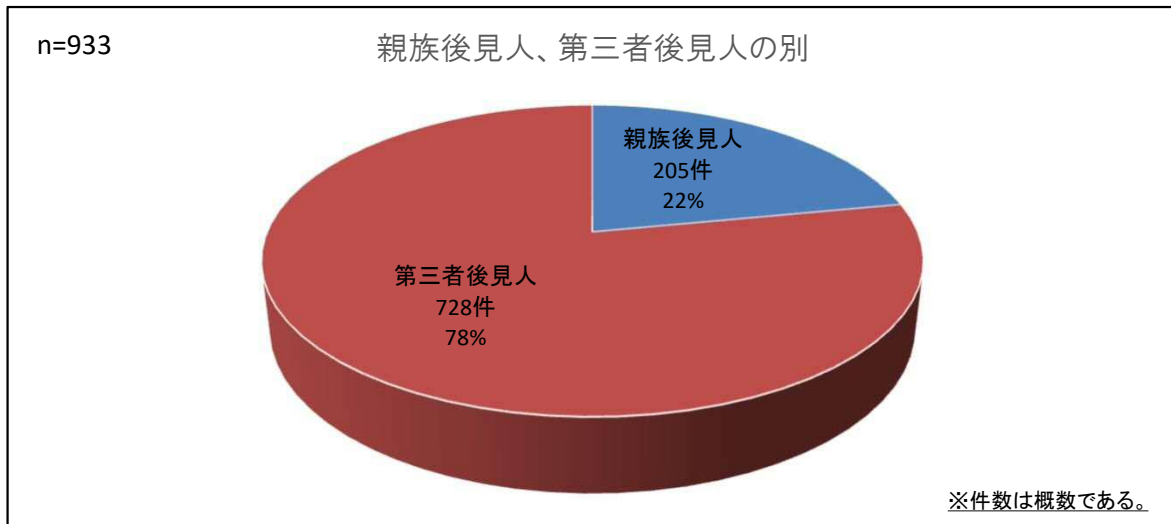
6 鑑定実施割合

➤ 平成30年の鑑定実施割合は、長岡支部が15.51%で最も多く、次いで十日町支部15.00%となっている。

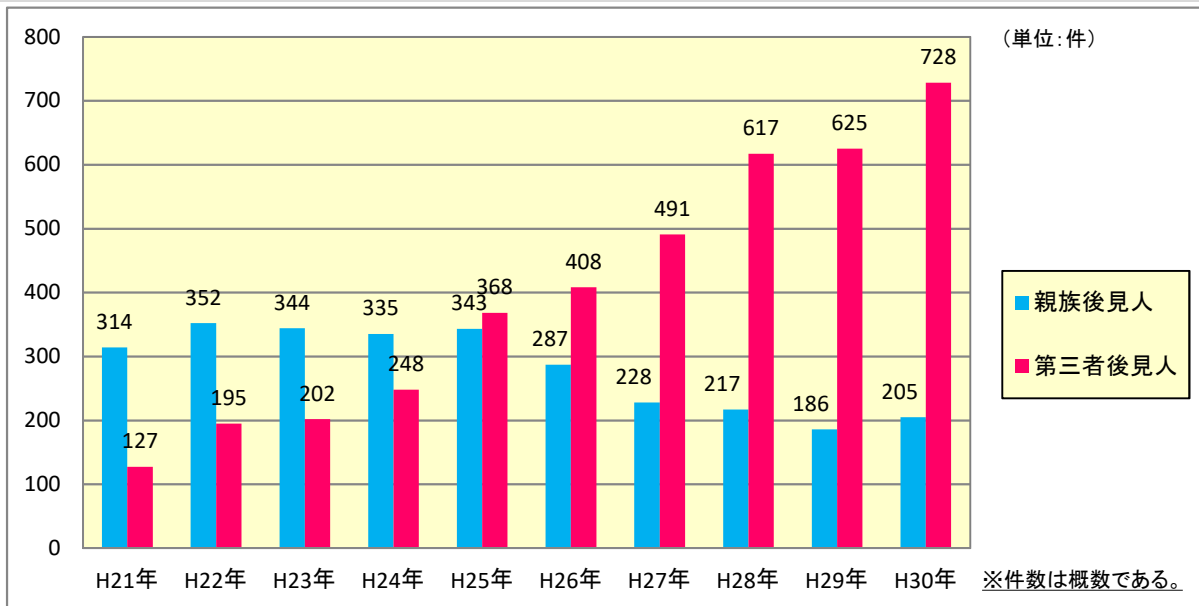


7 成年後見人等と本人との関係別件数の推移

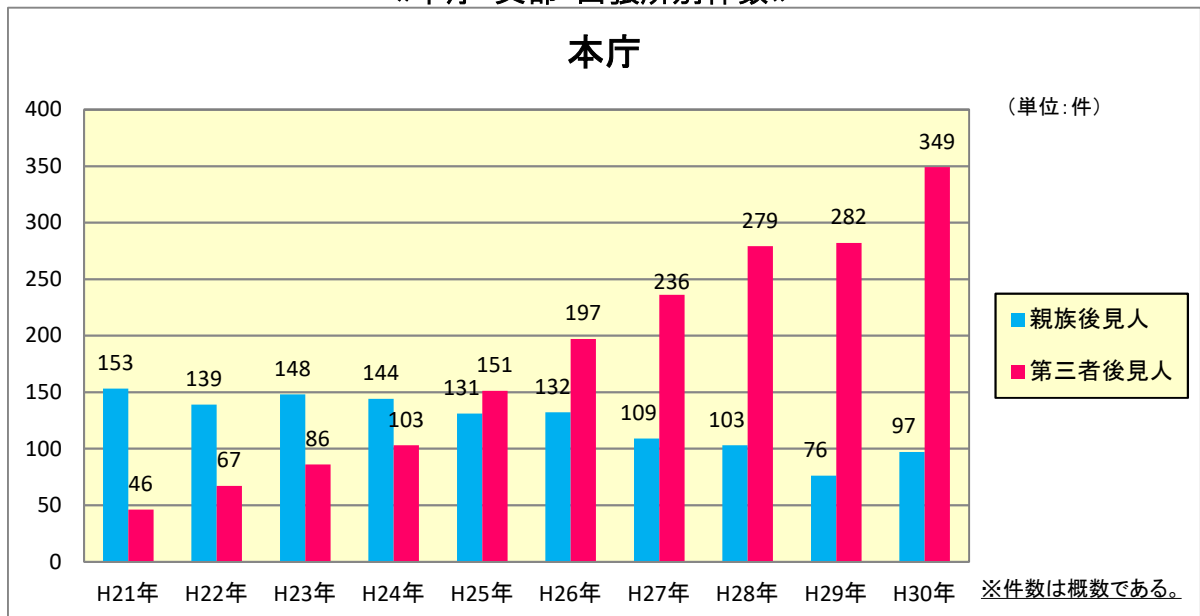
- 平成30年の成年後見人等の選任件数は933件で、そのうち、親族後見人選任件数は205件と全体の約22%、第三者後見人選任件数は728件と全体の約78%となっている。
- 親族後見人は子が101件で全体の49%、続いて兄弟姉妹が38件19%となっている。第三者後見人は弁護士が220件30.2%、社会福祉士が219件30.1%、司法書士が212件29.1%となっている。



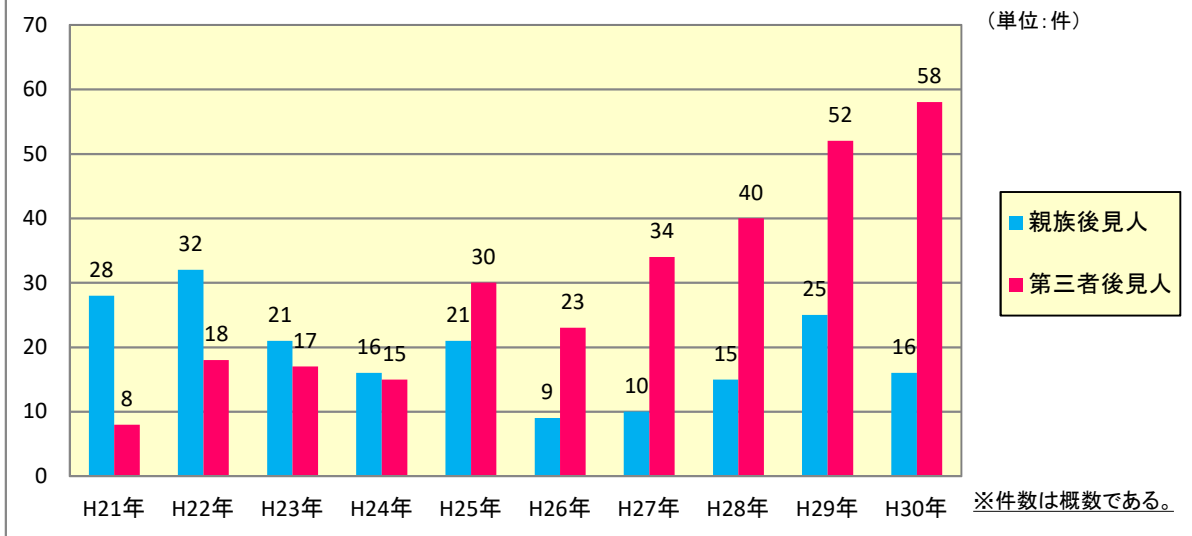
- 平成30年の成年後見人等の選任件数のうち、親族後見人選任件数は205件(前年比19件増)と全体の約22%、第三者後見人選任件数は728件(前年比103件増)と全体の約78%となり、平成25年以降、第三者後見人選任件数が親族後見人選任件数を上回っている。
- 平成30年の成年後見人等と本人との関係別件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内【親族後見人:97件／第三者後見人:349件】、三条支部管内【親族後見人:16件／第三者後見人:58件】、新発田支部管内【親族後見人:22件／第三者後見人:49件】、長岡支部管内【親族後見人:43件／第三者後見人:152件】、高田支部管内【親族後見人:20件／第三者後見人:72件】、佐渡支部管内【親族後見人:4件／第三者後見人:30件】、十日町出張所管内【親族後見人:3件／第三者後見人:18件】と、本庁・支部・出張所の全てにおいて、第三者後見人の選任件数が親族後見人の選任件数を上回った。
(※本庁・支部・出張所ごとに親族後見人と第三者後見人の選任件数を比較して多い方に下線を引いた。)



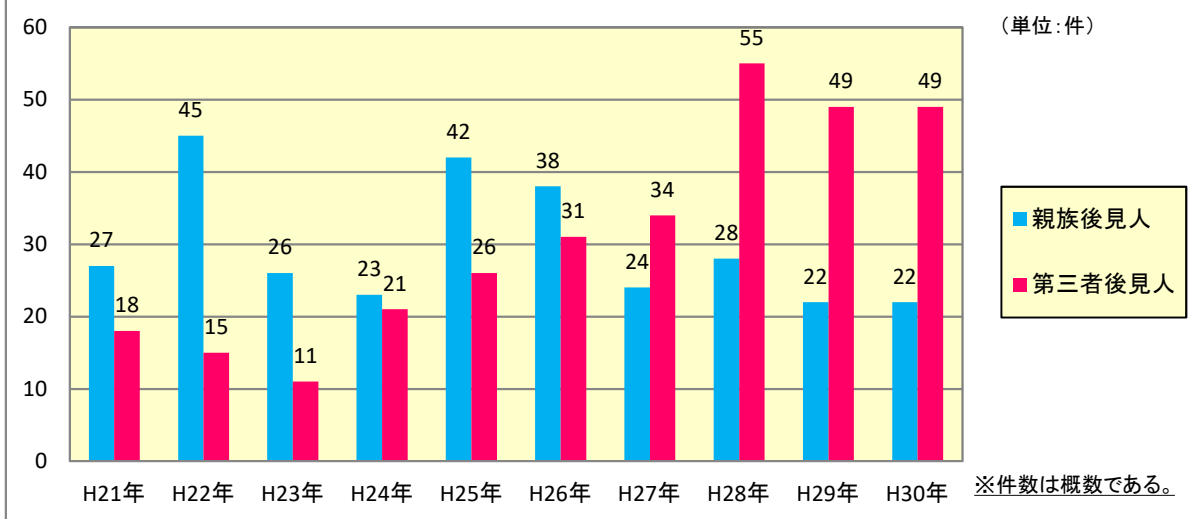
《本庁・支部・出張所別件数》



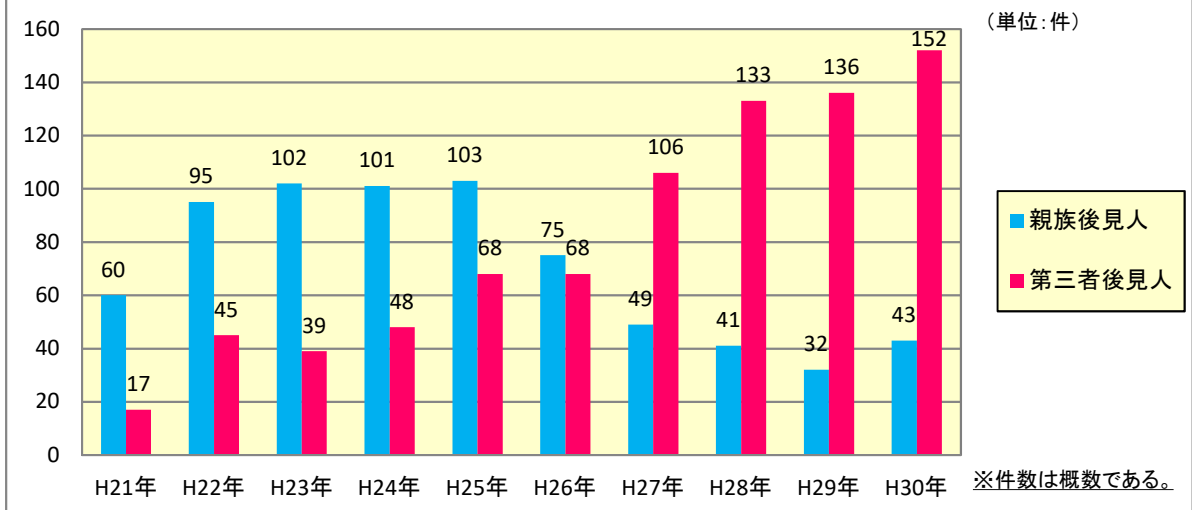
三条支部

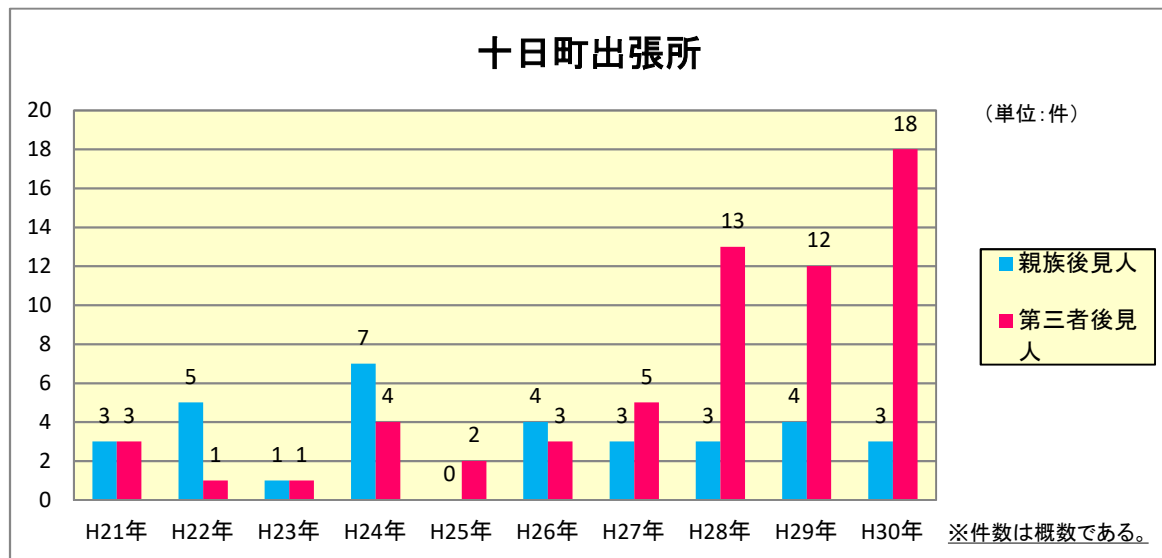
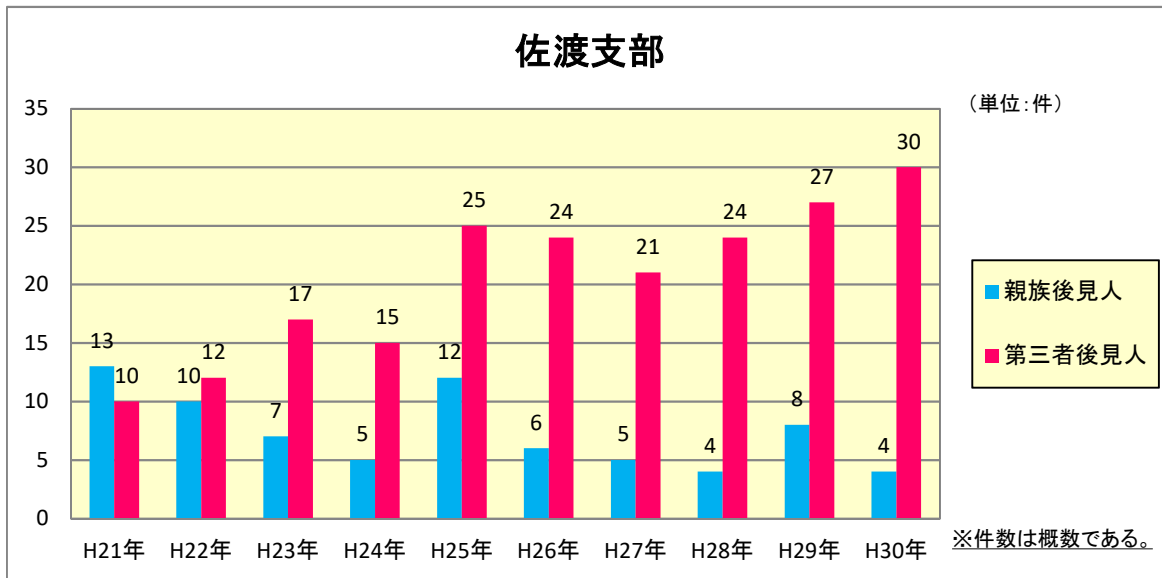
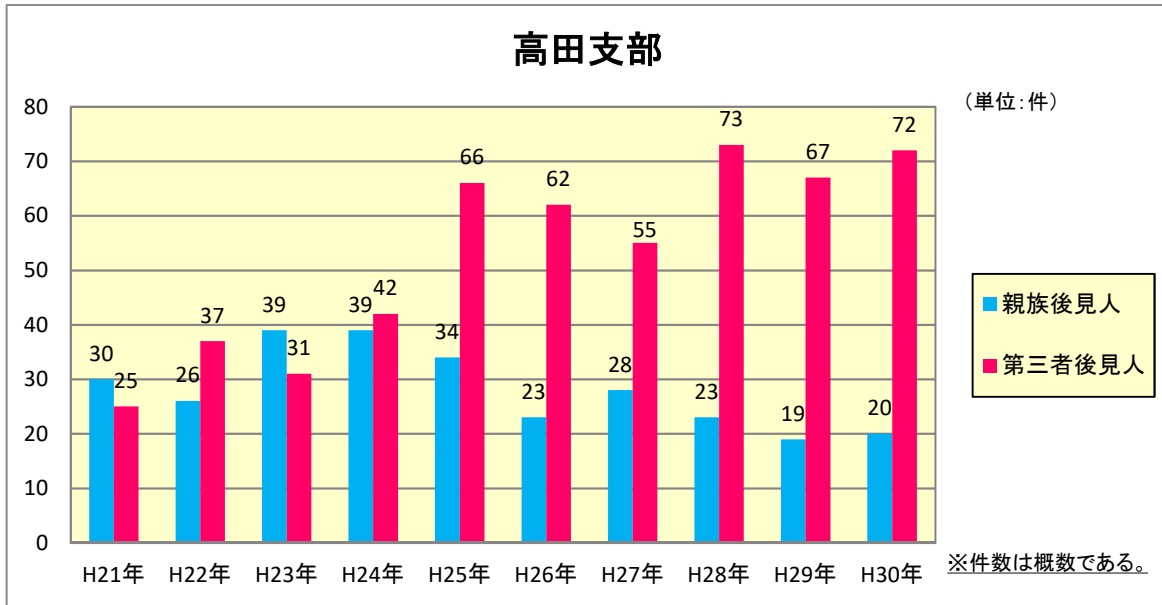


新発田支部



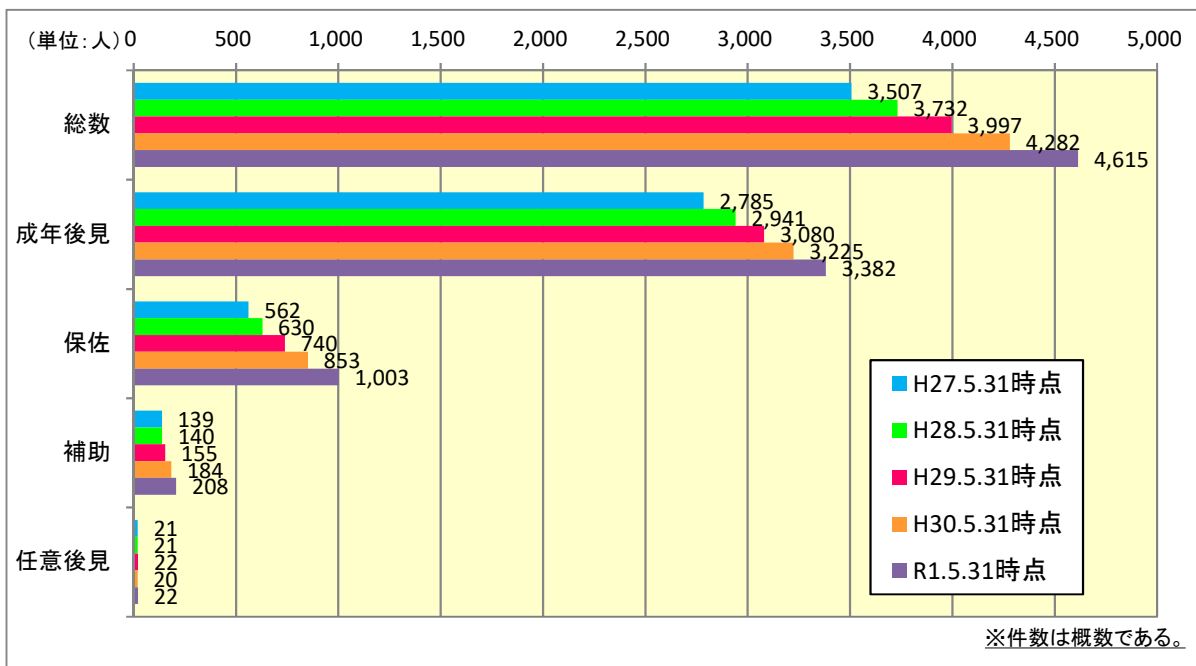
長岡支部



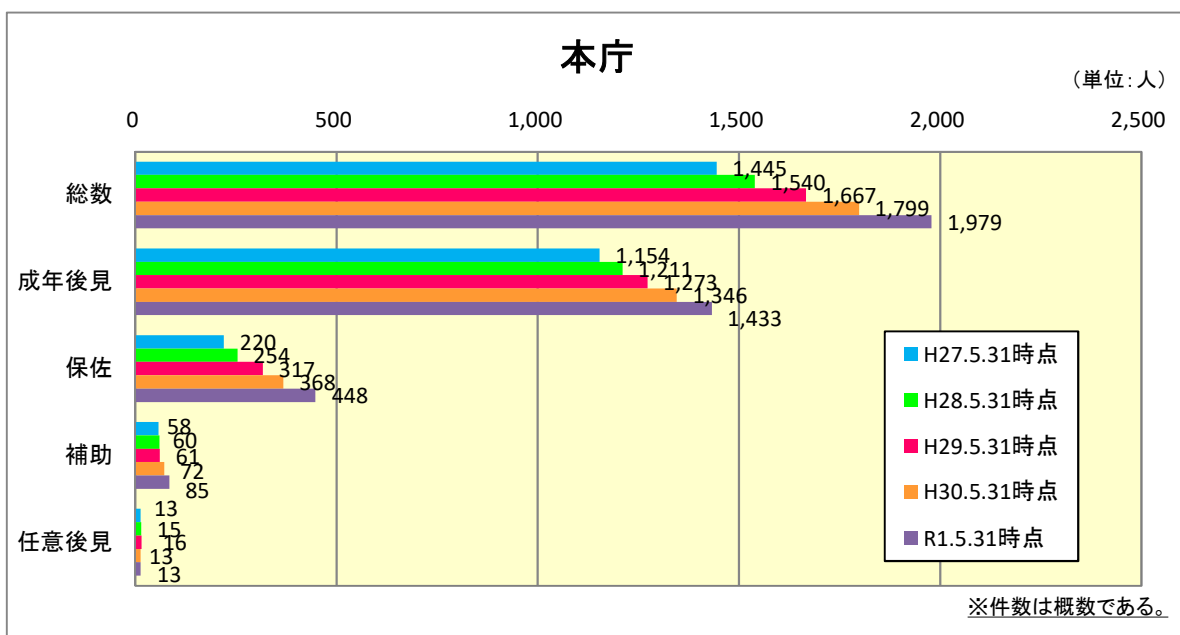


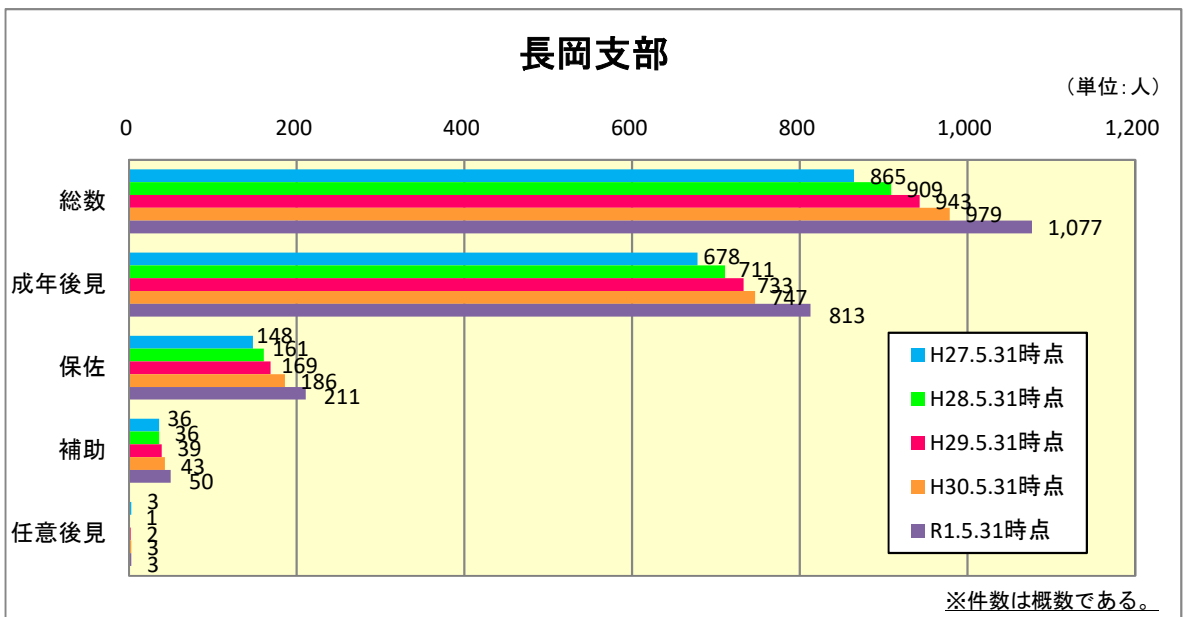
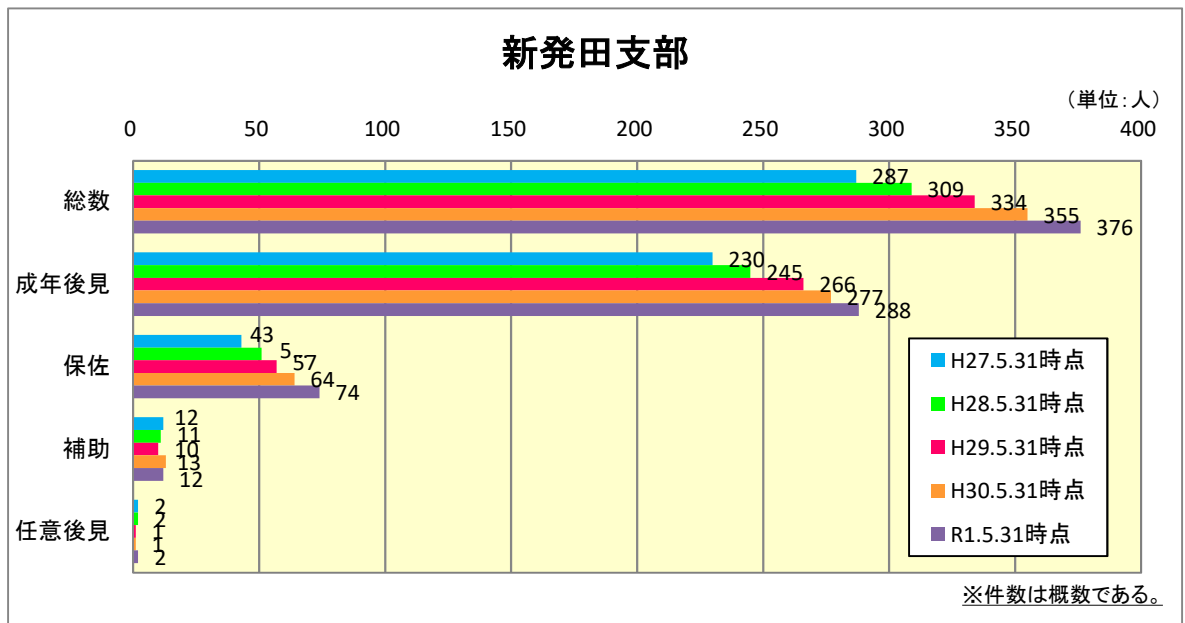
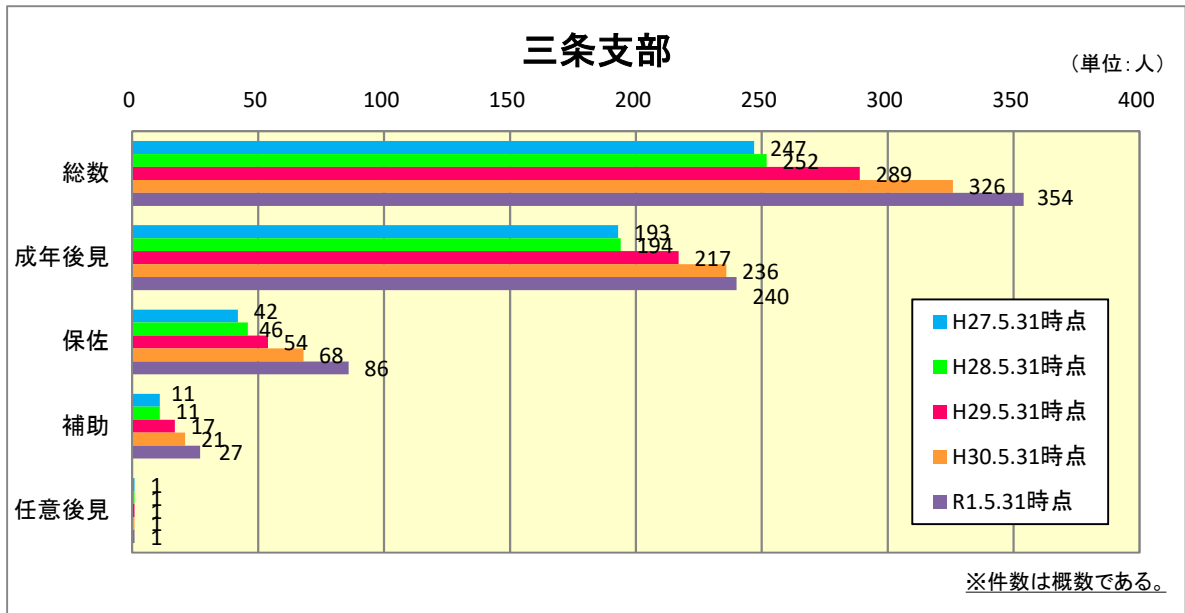
8 成年後見制度の利用者数の推移

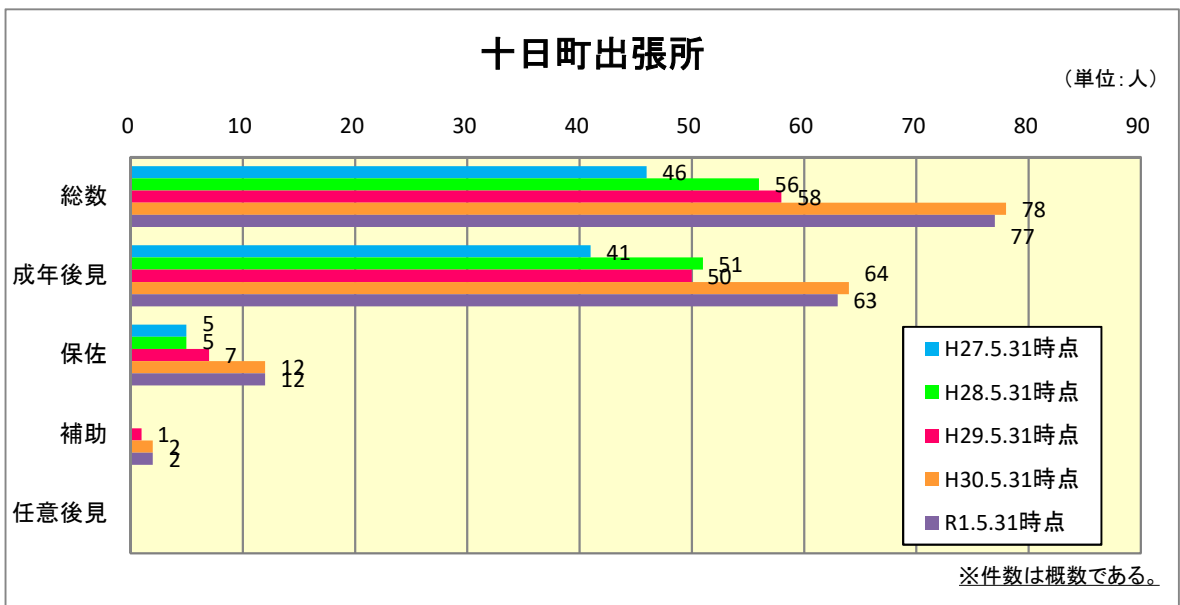
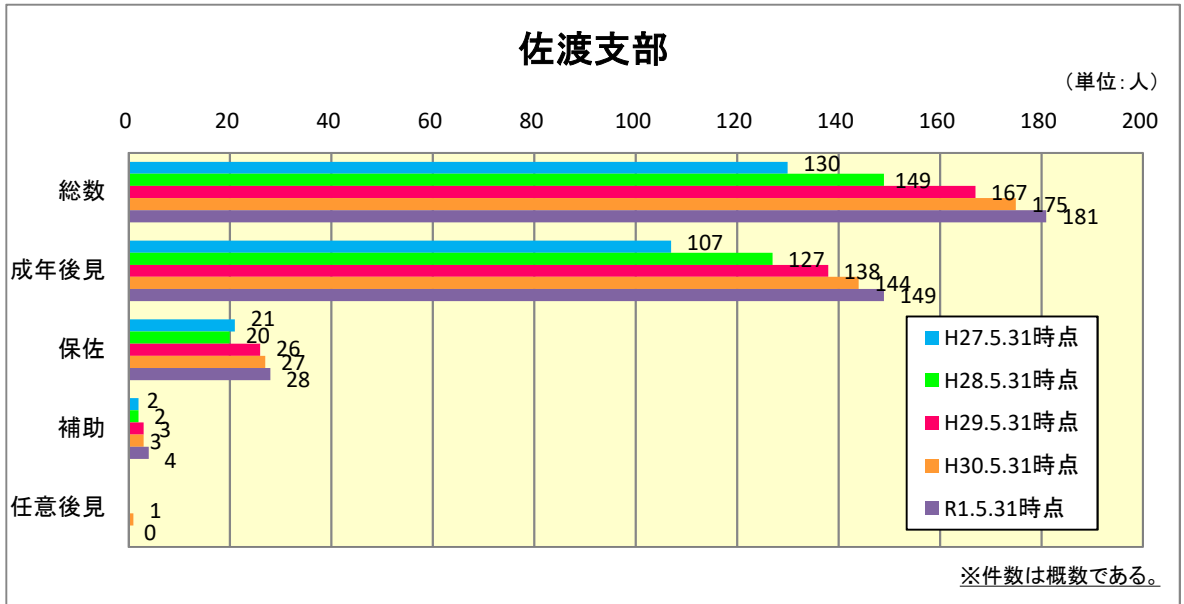
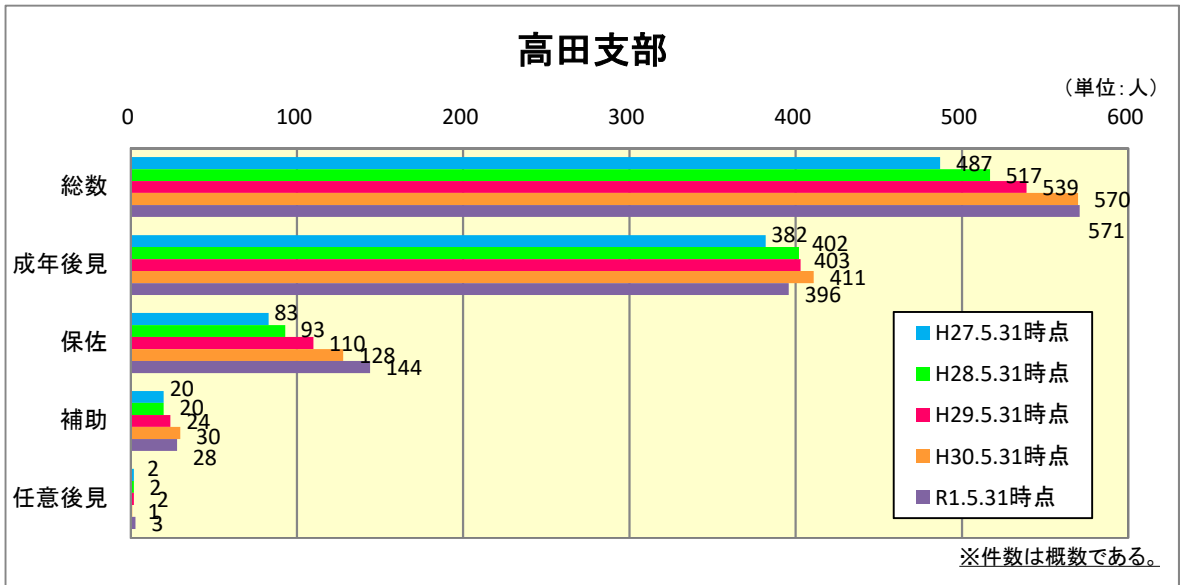
- 令和元年5月31日時点における成年後見制度(成年後見・保佐・補助・任意後見)の利用者数は合計で4,615人となり、前年と比べて333人増加している。
- 「成年後見」の利用者数は3,382人で前年と比べて157人増加、「保佐」の利用者数は1,003人で前年と比べて150人増加、「補助」の利用者数は208人で前年と比べて24人増加、「任意後見」の利用者数は22人で前年と比べて2人増加となっている。
- 令和元年5月31日時点の成年後見制度の利用者数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で1,979人(前年比180人増)と一番多く、次いで長岡支部管内で1,077人(前年比98人増)、高田支部管内で571人(前年比1人増)、新発田支部管内で376人(前年比21人増)、三条支部管内で354人(前年比28人増)、佐渡支部管内で181人(前年比6人増)、十日町出張所管内で77人(前年比1人減)となっている。



《本庁・支部・出張所別件数》







令和元年度 成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果

【調査の概要】

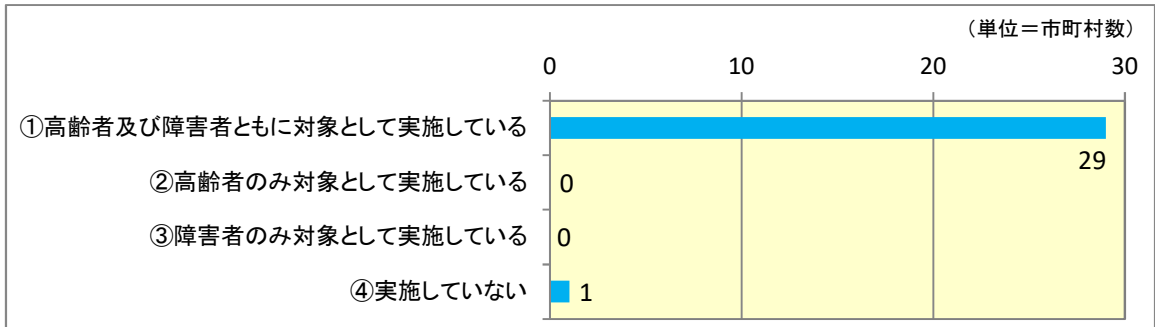
目的	新潟県内における成年後見制度利用支援事業等の実施状況の把握
対象	新潟県内の市町村行政(30市町村)
調査時期	令和元年5月7日から6月14日
調査時点	令和元年5月1日
調査方法	メールによる依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

1 成年後見制度利用支援事業について

(1) 成年後見制度申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)の助成について

問1 成年後見制度の申立てに要する経費の助成を実施していますか。該当する項目にチェックを入れてください。

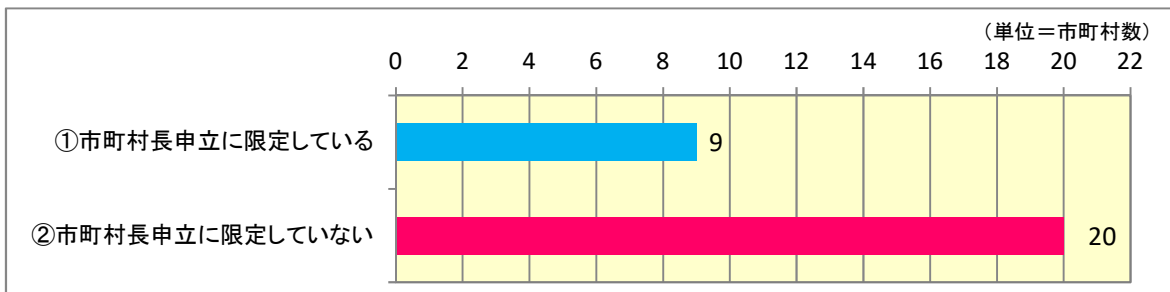
➤ 県内29ヵ所において、高齢者及び障害者ともに対象として実施している。



≪問1で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします≫

問2 助成対象者の申立要件について、該当する項目にチェックを入れてください。

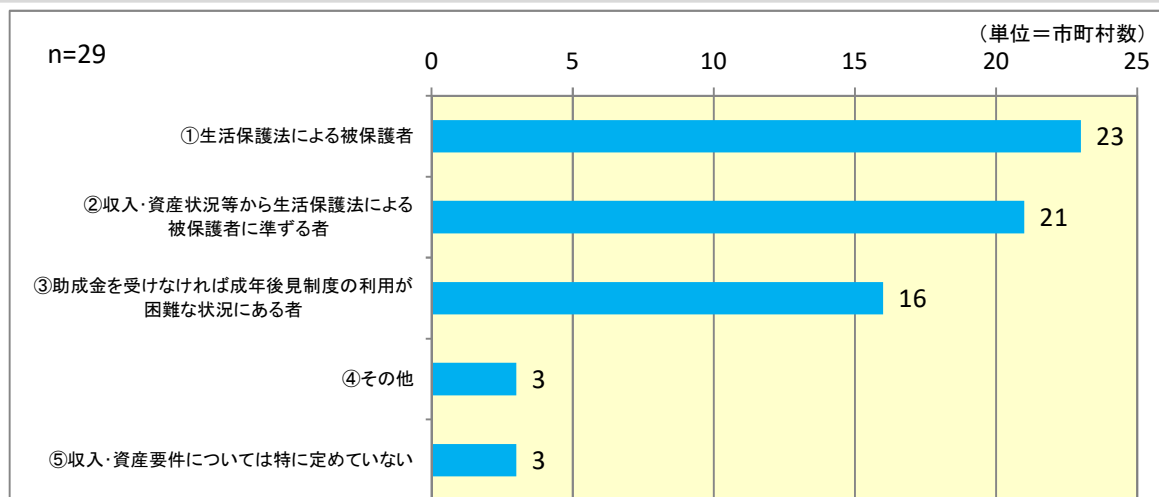
➤ 9ヵ所が市町村長申立に限定している一方で、20ヵ所が市町村長申立に限定していない。



≪問1で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします≫

問3 助成対象者の収入・資産要件について、該当する項目全てにチェックを入れてください。(複数回答)

➤ 23ヵ所が「生活保護法による被保護者」を対象、21ヵ所が「収入・資産状況等から生活保護法による被保護者に準ずる者」を対象、16ヵ所が「助成金を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者」を対象、3ヵ所が「その他」「収入・資産要件については特に定めていない」と回答。



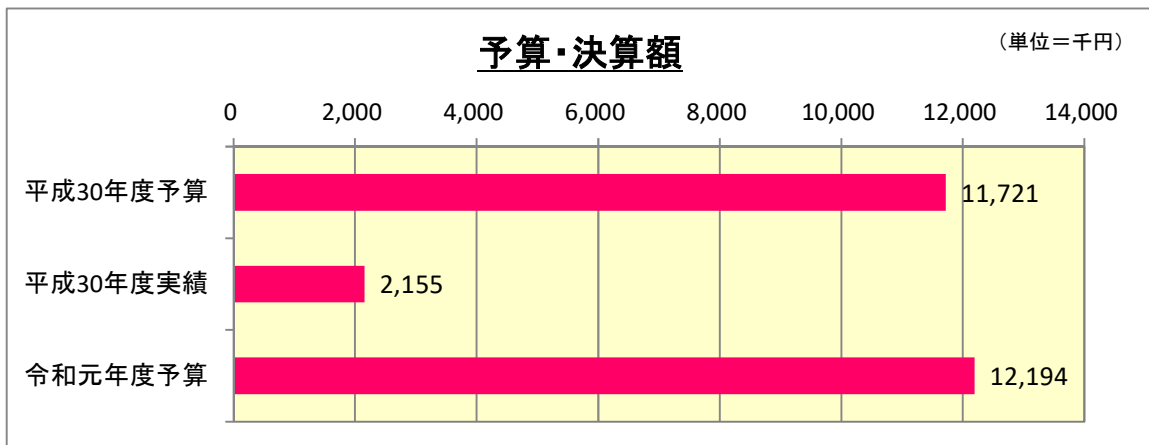
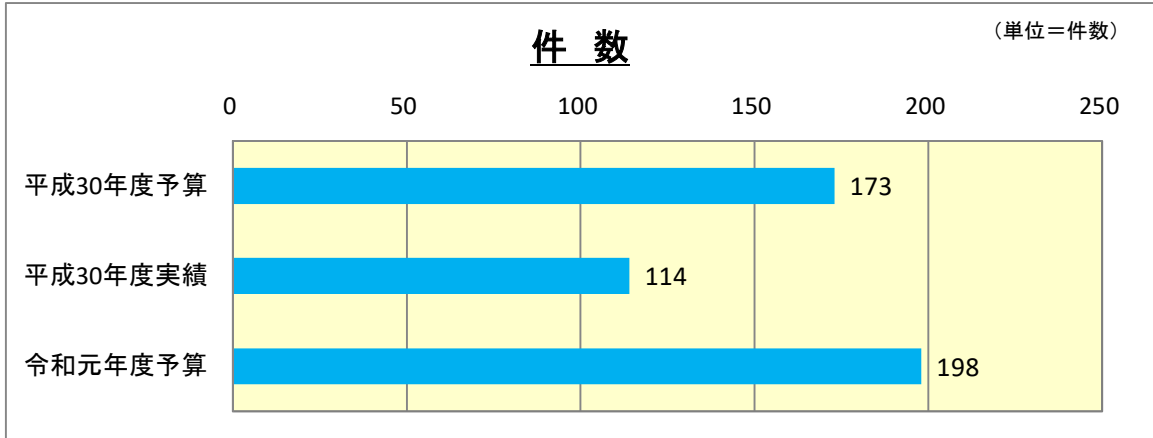
【「④その他」の内容】

- ・対象者または関係人が負担すべき特別な事情が認められない者
- ・要綱により定める。
- ・成年後見人等の報酬等を負担することが困難であると町長が認めた者

＜問1で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします＞

問4 平成30及び令和元年度の予算額と平成30年度の実績をご記入ください。(高齢及び障害福祉担当課両課の合算でお答えください。)

- 県内全体として平成30年度は173件(11,721千円)予算計上し、114件(2,155千円)執行している。
- 令和元年度は198件(12,194千円)予算計上している。

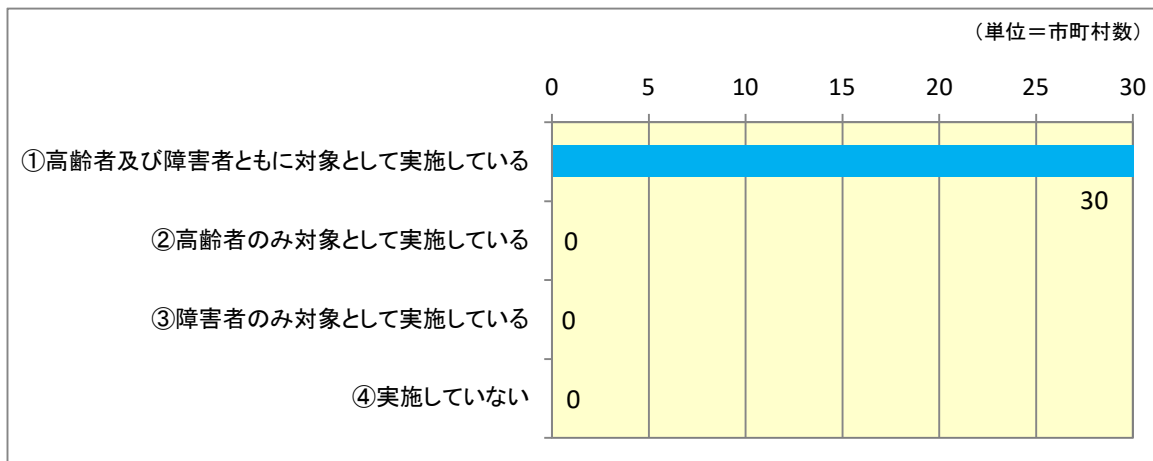


※ 令和元年度予算において、「申立てに要する経費助成」と「後見人等への報酬助成」を一括計上している市町村が1か所あり、当報告書では便宜上、「申立てに要する経費助成」として計上している。

(2)後見人等への報酬の助成について

問5 成年後見人等への報酬助成を実施していますか。該当する項目にチェックを入れてください。

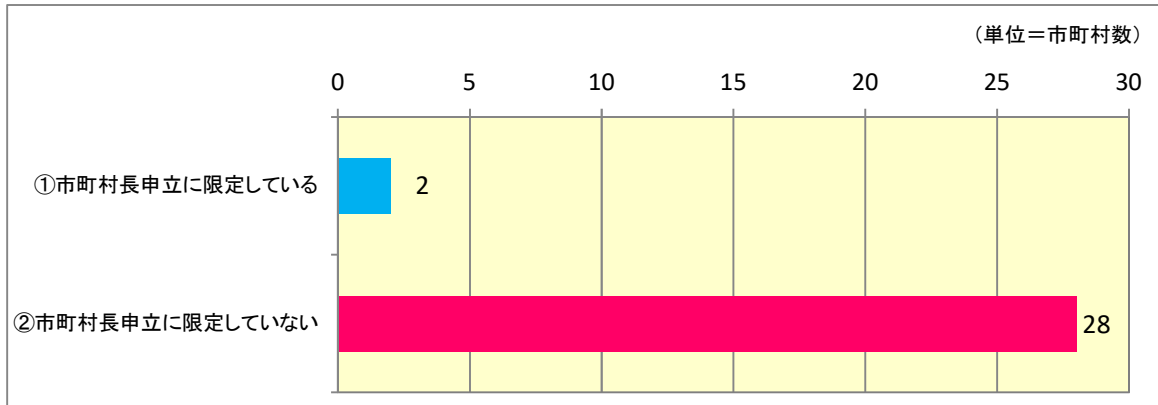
- 県内全ての市町村において、高齢者及び障害者ともに対象として実施している。



《問5で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きます》

問6 助成対象者の申立要件について、該当する項目にチェック☑を入れてください。

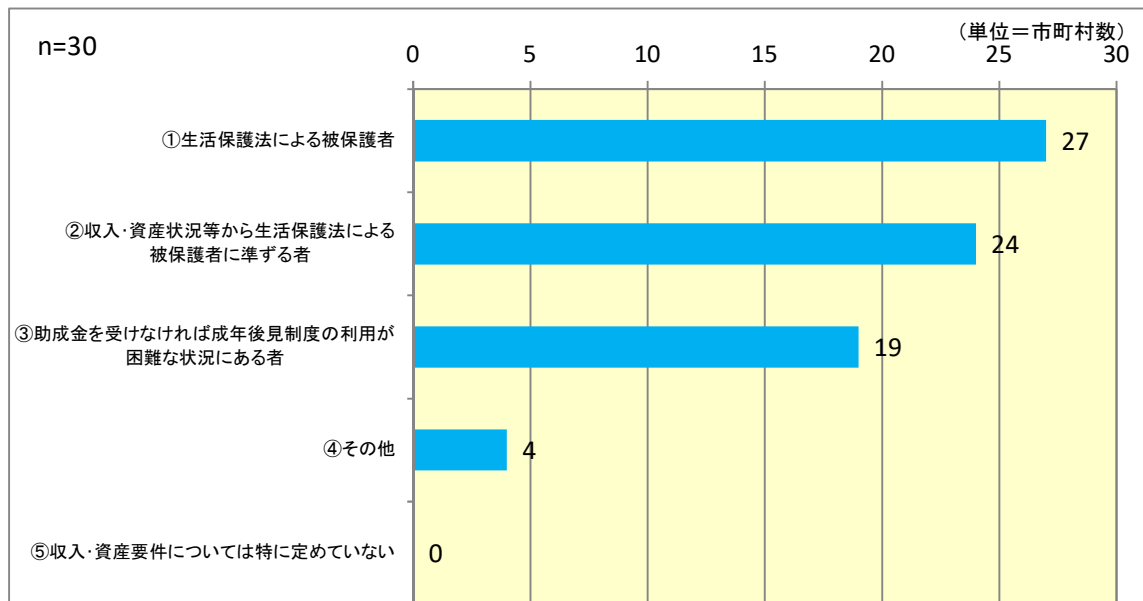
➤ 2カ所が市町村長申立に限定している一方で、28カ所は市町村長申立に限定していない。



《問5で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きます》

問7 助成対象者の収入・資産要件について、該当する項目全てにチェック☑を入れてください。(複数回答)

➤ 27カ所が「生活保護法による被保護者」を対象、24カ所が「収入・資産状況等から生活保護法による被保護者に準ずる者」を対象、19カ所が「助成金を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者」を対象、4カ所が「その他」と回答。



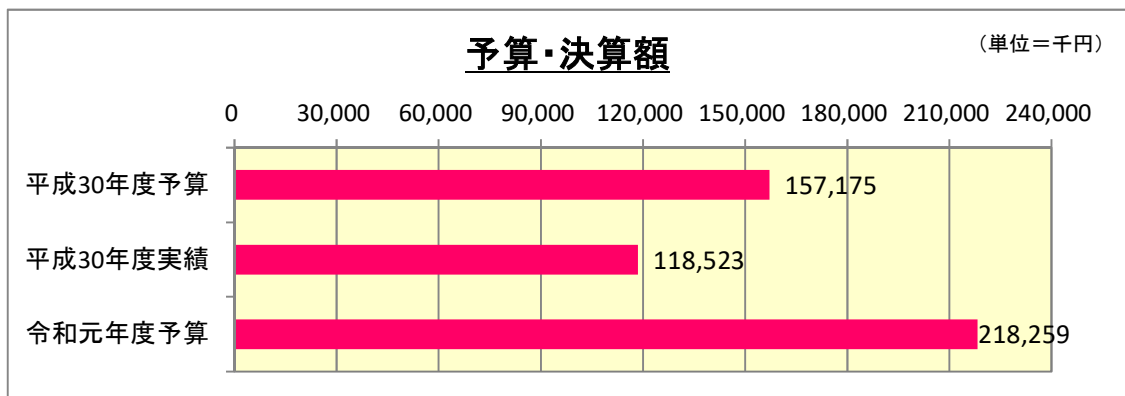
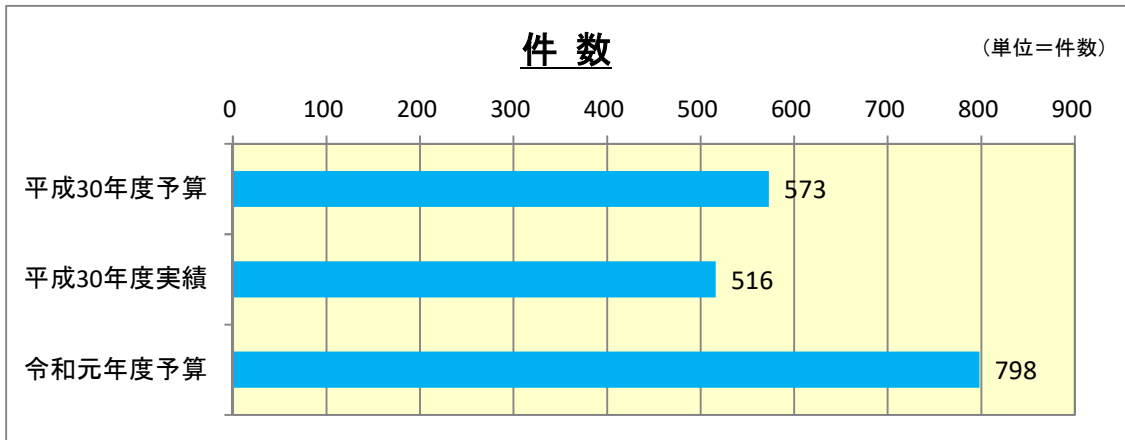
【「④その他」の内容】

- ・市民税非課税世帯で預金から報酬付与額を差し引いた金額が50万円以上の者を除く
- ・要綱により定める。
- ・預貯金及び現金から報酬額を控除した額が100万円未満であるもの
- ・成年後見人等の報酬等を負担することが困難であると町長が認めた者

＜問5で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きます＞

問8 平成30及び令和元年度の予算額と平成30年度の実績をご記入ください。（高齢及び障害福祉担当課両課の合算でお答えください。）

- 県内全体として平成30年度は573件(157,175千円)予算計上し、516件(118,523千円)執行している。
- 令和元年度は798件(218,259千円)予算計上している。

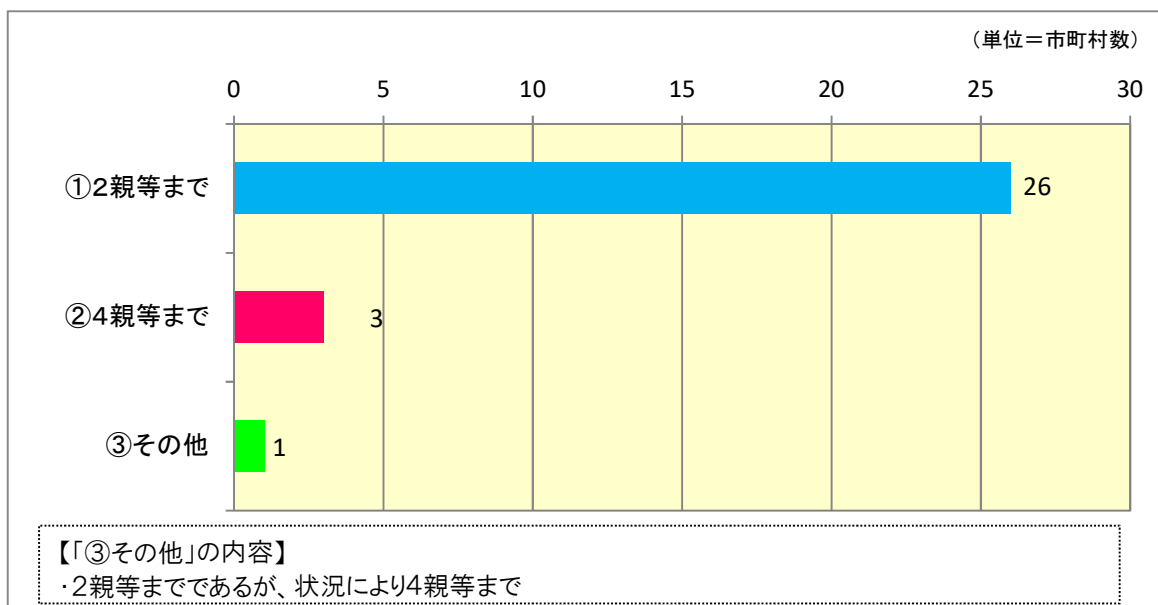


※ 令和元年度予算において、「申立てに要する経費助成」と「後見人等への報酬助成」を一括計上している市町村が1か所あり、当報告書では便宜上、「申立てに要する経費助成」として計上している。

2 市町村長申立について

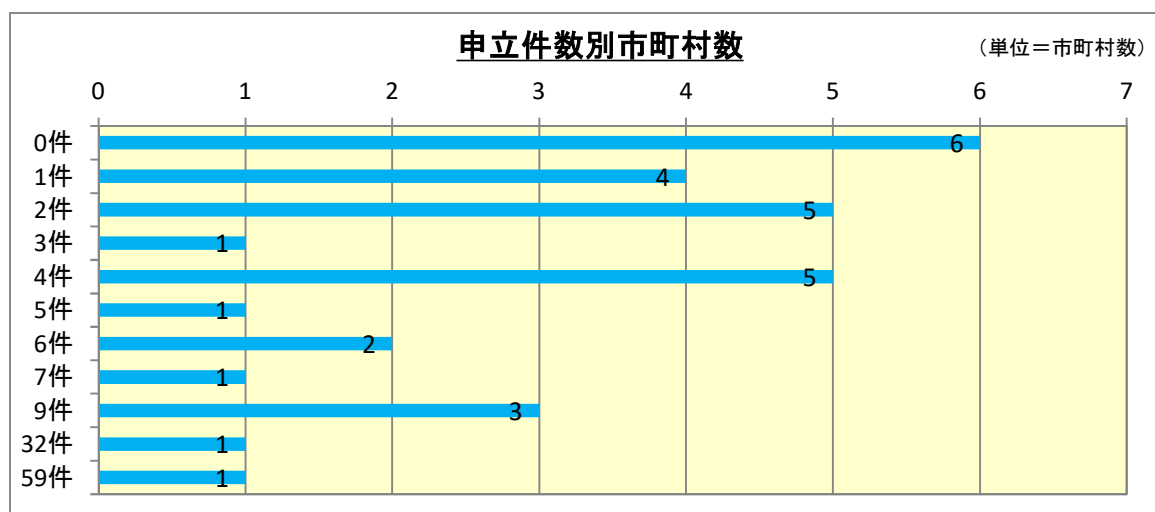
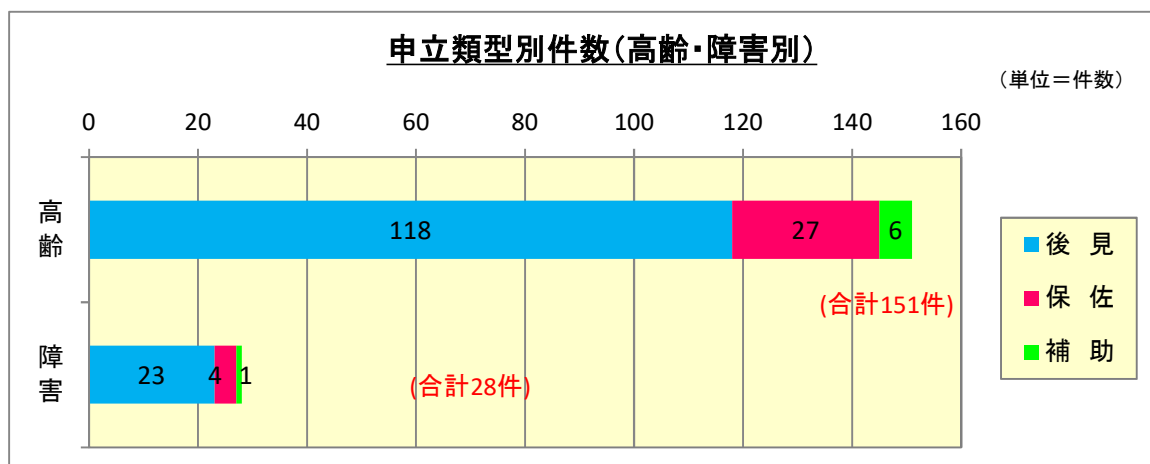
問9 市町村長申立にあたり、親族調査の範囲について該当する項目にチェックを入れてください。

- 26カ所が親族調査の範囲を「2親等まで」と回答、3カ所が「4親等まで」と回答、1カ所が「その他」と回答。



問10 平成30年度の市町村長申立件数(申立類型別)をご記入ください。

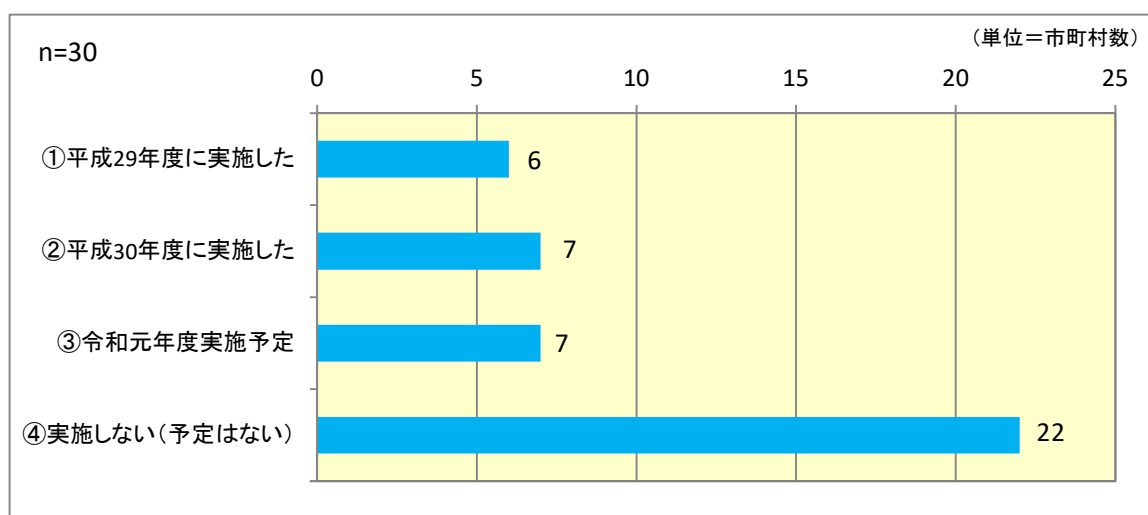
- 平成30年度の市町村長申立件数は県内合計179件となっている。うち、高齢福祉担当課で151件、障害福祉担当課で28件となっている。
- 申立類型別では、「後見」が141件、「保佐」が31件、「補助」が7件となっている。
- 申立件数別市町村数は、「0件」が6カ所、「2件」「4件」が5カ所ずつ、「1件」が4カ所、「9件」が3カ所、「6件」が2カ所、「3件」「5件」「7件」「32件」「59件」が1カ所ずつとなっている。



3 市民後見人について

問11 市民後見推進に関する事業を実施していますか。該当する項目にチェック☑を入れてください。(複数回答)

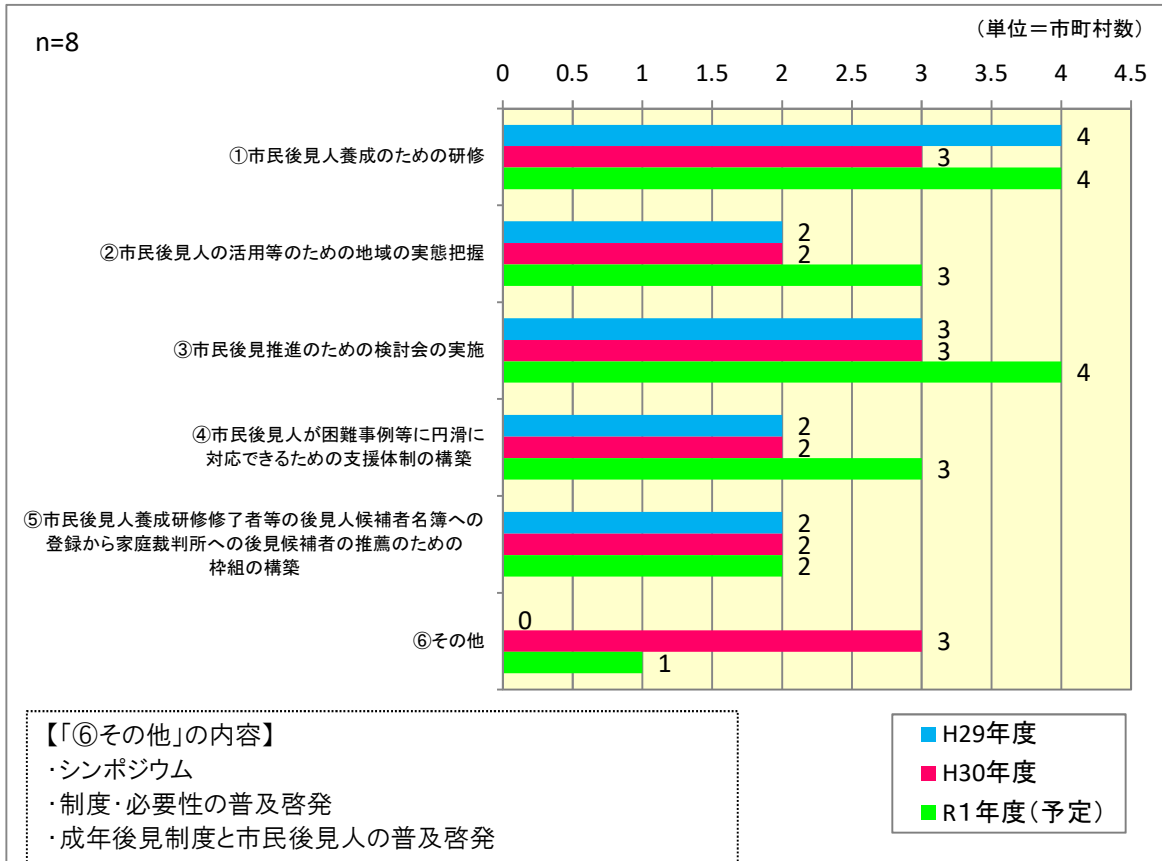
- 「平成29年度実施」が6カ所、「平成30年度実施」が7カ所、「令和元年度実施予定」が7カ所となっている。



《問11で、①・②・③のいずれかに回答した市町村にお聞きます》

問12 具体的な取組内容について、該当する項目全てに○を付してください。(複数回答)

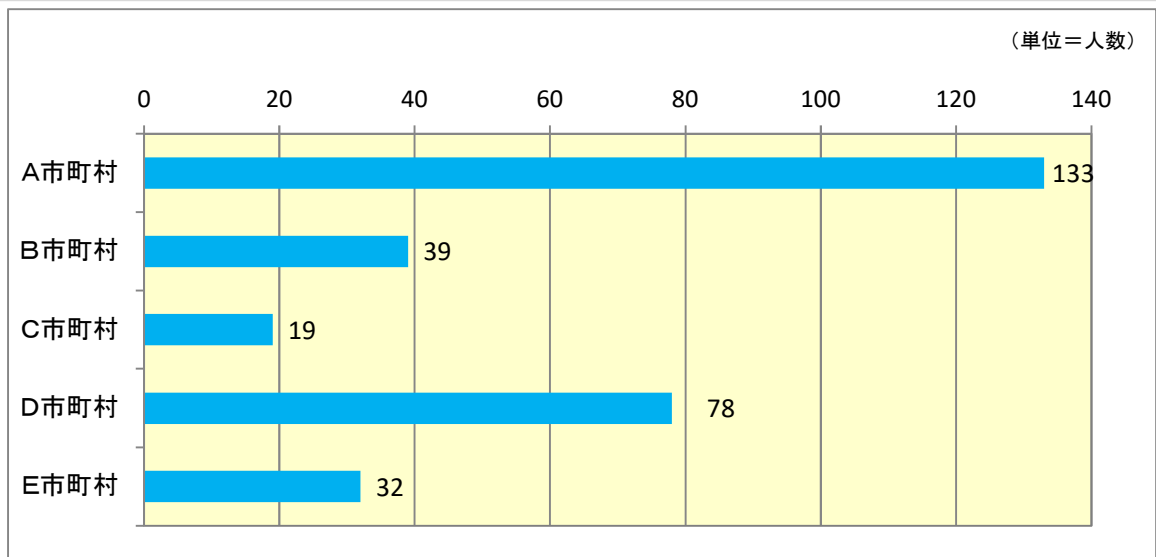
- 平成29年度における取組内容として、「市民後見人養成のための研修」が4カ所で最も多い。
- 平成30年度における取組内容として、「市民後見人養成のための研修」「市民後見推進のための検討会の実施」「その他」が3カ所で最も多い。
- 令和元年度取組予定の内容として、「市民後見人養成のための研修」「市民後見推進のための検討会の実施」が4カ所で最も多い。



《これまでに市民後見人養成研修を開催したことがある市町村にお聞きます》

問13 これまでに市民後見人養成研修を修了した方は何人いますか。

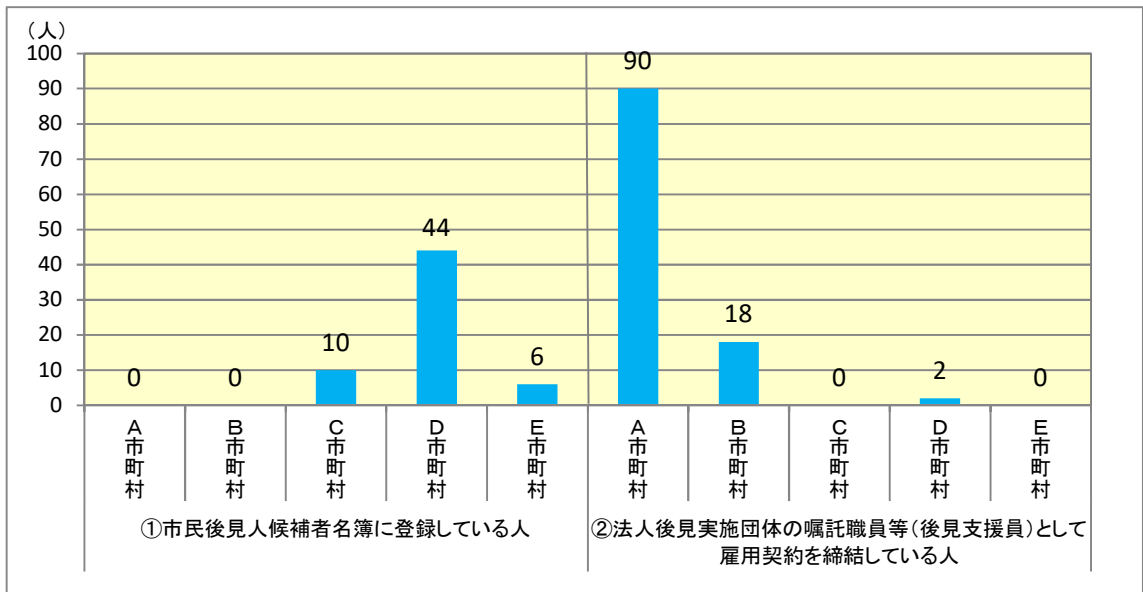
- これまでに市民後見人養成研修を開催したことがある市町村は5カ所。その中で市民後見人養成研修を修了した方は5カ所で合計301人。



《問13に回答した市町村にお聞きます》

問14 上記問13で回答した人数のうち、既に活動できる状態にある人は何人いますか。下記の項目ごとに人数をご記入ください。

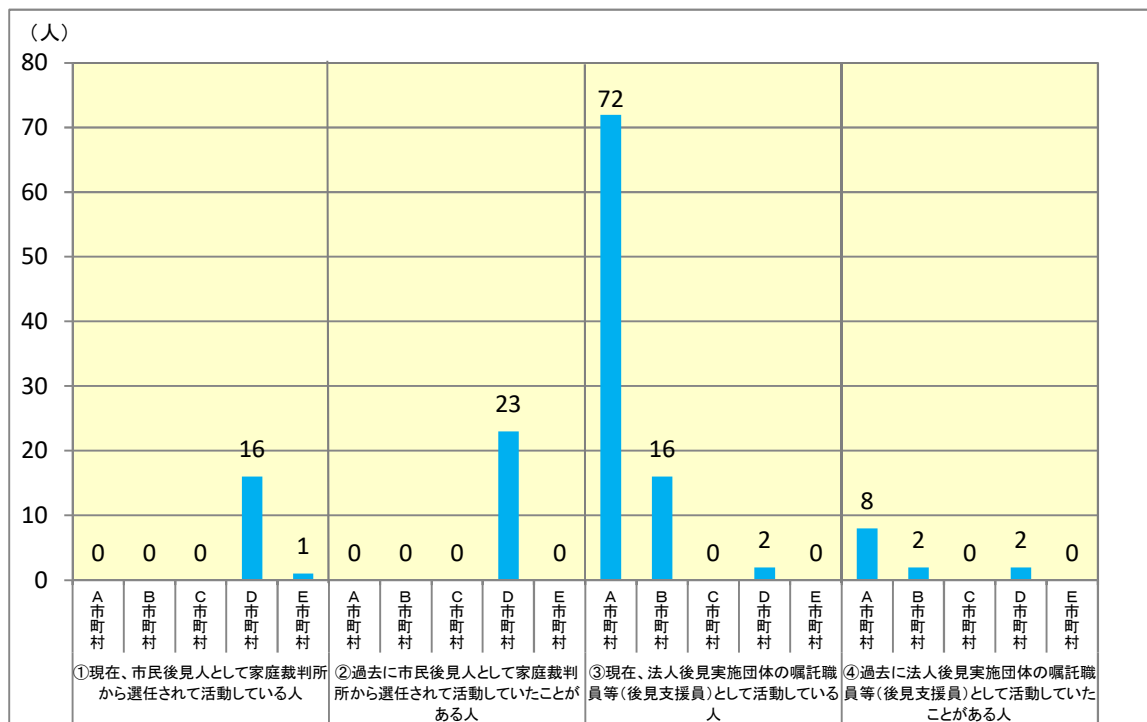
- 「市民後見人候補者名簿に登録している人」は3カ所で60人、「法人後見実施団体の嘱託職員等(後見支援員)として雇用契約を締結している人」は3カ所で合計110人となっている。



《問14に回答した市町村にお聞きます》

問15 上記14で回答した人数のうち、現に活動している方、及び過去に活動していた方は何人いますか。下記の項目ごとに人数をご記入ください。

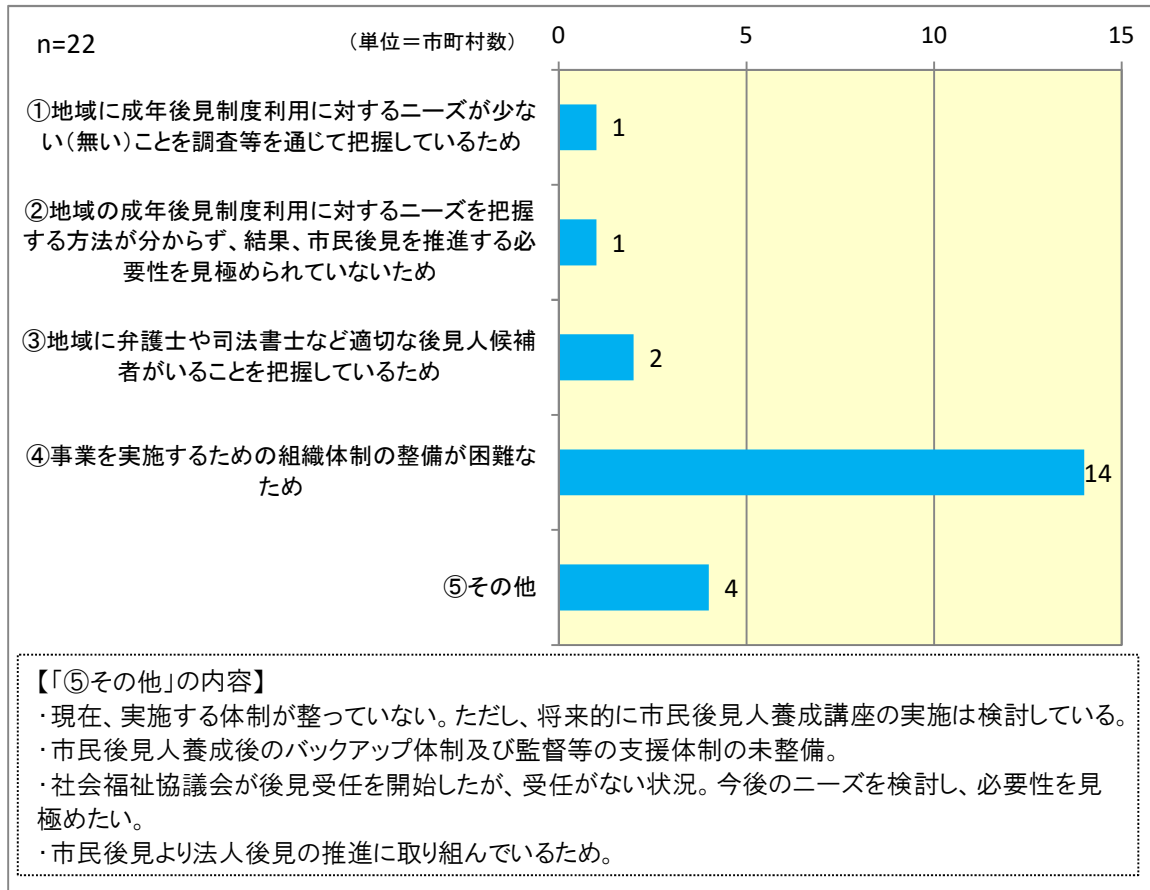
- 「現在、市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人」は2カ所で17人、「現在、法人後見実施団体の嘱託職員等(法人後見支援員)として活動している人」は3カ所で合計90人となっている。



＜問11で、④に回答した市町村にお聞きます＞

問16 市民後見推進に関する事業を実施していない理由は何ですか。最も大きな理由1つにチェック☑を入れてください。

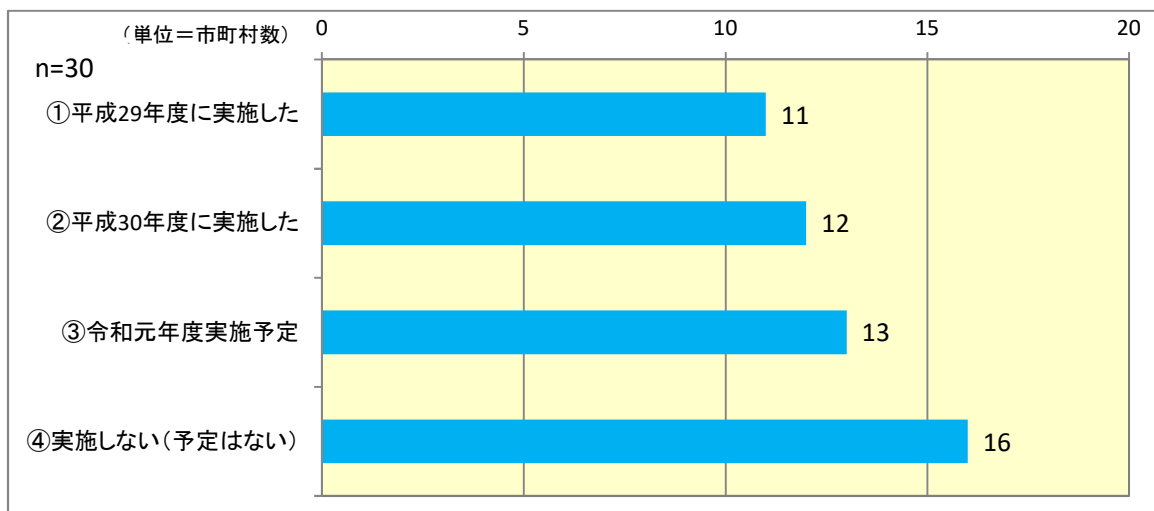
- 「事業を実施するための組織体制の整備が困難なため」が14カ所と一番多く、次いで「その他」が4カ所、「地域に弁護士や司法書士など適切な後見人候補者がいることを把握しているため」が2カ所、「地域に成年後見制度利用に対するニーズを把握する方法が分からず、結果、市民後見を推進する必要性を見極められていないため」「地域に成年後見制度利用に対するニーズが少ない(無い)ことを調査等を通じて把握しているため」が1カ所となっている。



4 法人後見について

問17 地域生活支援事業「成年後見制度法人後見支援事業」の実施状況について、該当する項目にチェック☑を入れてください。(複数回答)

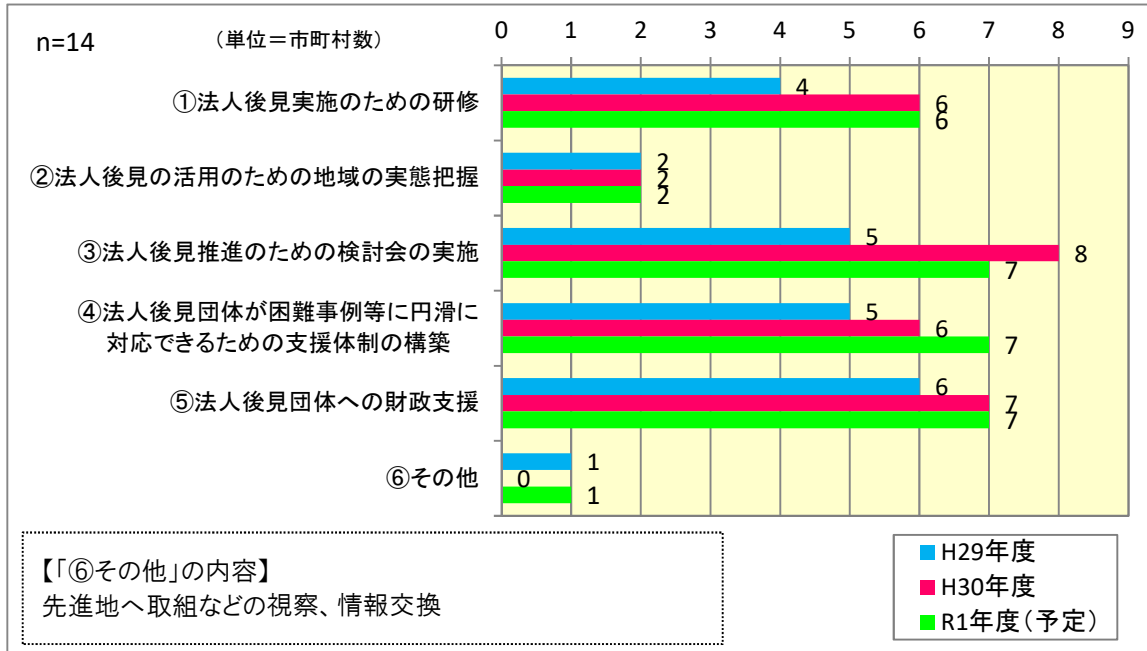
- 「平成29年度に実施」が11カ所、「平成30年度に実施」が12カ所、「令和元年度に実施予定」が13カ所、「実施しない(予定はない)」が16カ所となっている。



《問17で、①・②・③のいずれかに回答した市町村にお聞きます》

問18 具体的な取組内容について、該当する項目全てに○を付してください。(複数回答)

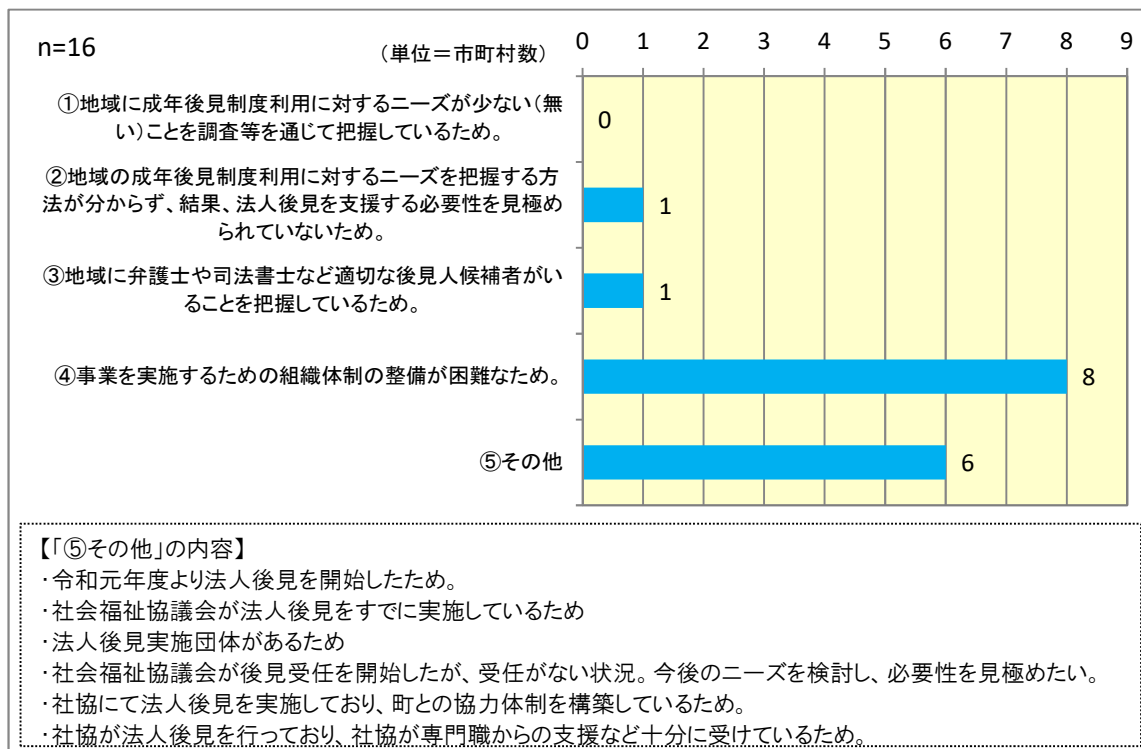
- 平成29年度における取組内容として、「法人後見団体への財政支援」が6カ所で最も多い。
- 平成30年度における取組内容として、「法人後見推進のための検討会の実施」が8カ所で最も多い。
- 令和元年度取組予定の内容として「法人後見推進のための検討会の実施」「法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築」「法人後見団体への財政支援」が7カ所と最も多い。



《問17で、④に回答した市町村にお聞きます》

問19 地域生活支援事業「成年後見制度法人後見支援事業」を実施していない理由は何ですか。最も大きな理由1つにチェック☑を入れてください。

- 「事業を実施するための組織体制の整備が困難なため」が8カ所で最も多く、次いで「その他」が6カ所、「地域の成年後見制度に対するニーズを把握する方法が分からず、結果、法人後見を支援する必要性を見極められないため」「地域に弁護士や司法書士など適切な後見人候補者がいることを把握しているため」が1カ所となっている。



5 その他

問20 成年後見制度推進上の課題や問題点等について、ご自由にお書きください。

<p>➤ ・成年後見制度利用促進基本計画に基づく、市町村計画の策定等が課題である。今年度中には、策定の方向性を決められるよう検討を進める必要がある。</p> <p>・また、当市は社会福祉協議会と連携しながら、広報・啓発や法人後見等を進めているが、認知症高齢者や単独世帯の高齢者が増加している中、今後さらなる取組みの充実が求められている。成年後見を必要とする方が適切なサービスを受けられるよう、より周知を進めていき、受け皿となる後見人の養成なども視野に入れていかなければならない。</p>
<p>➤ ・市長申立にあたっては、市の職員に親族調査や関係書類の取得等が大きく負担になる。今後は市長申立件数の増加が見込まれるが、担当者増員は困難なため、担当職員の負担を減らす手立てが必要と考える</p> <p>・高齢者と障害者で利用する制度が違っており、担当課も違ってくるため、統一的な運用は難しい。せめて国の成年後見にかかる制度は一本化するなど、国の対応が必要。(国の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、高齢福祉部門からは他部署の補助制度であり、障害福祉部門から見たら介護保険の地域支援事業は介護担当部局のものであり、互いに制度のことが分からず活用が難しい。)成年後見制度を推進するのであれば、国の窓口(制度)もひとつにして単純な形にすることが必要。</p> <p>・上記にも関連するが、結局、高齢と障害福祉部門で分かれての対応になってしまい、市の成年後見制度の推進と言った時にはどのようにするか調整が困難。</p> <p>・市町村計画の策定について、手引き等を読んでもどこまで求めているのかが不透明。きちんと基準を事前に示すべき。</p> <p>・中核機関は市町村レベルでなく、県又は振興局ブロックでの設置を県が音頭を取って調整すべき。</p> <p>・裁判所へのアクセスをもっと便利にすべき(当市は住所地によって申立裁判所が分かれて不便。また、近くの裁判所には裁判官等が常駐していない等がある。また、調査・面接は裁判所側が出向くなど審理が早く進められるようにする等)</p> <p>・任意後見について、市民の関心が高くなっているが、詳しい説明媒体がない。また、公証人役場は裁判所以上に遠くになり相談もしづらい。</p> <p>・成年後見の報酬に関して、最高裁から通知が出たそうだが、関係3団体には連絡があったそうだが、市町村に内容が示されていない。報酬補助を市町村にさせているのにどうということか。速やかに市町村にも内容を示してもらいたい。</p> <p>・介護保険における住所地特例者の取扱いについて、現住所の市町村と被保険者市町村どちらが申立市町村となるのか。明確に国が示すことが必要。(常識的に考えて現住所の市町村が申し立てるのを原則とすべき)</p> <p>・財源の保障が必要。(市町村の負担が大きくなる制度設計ならば市町村は申立を行わなくなるので)</p>
<p>➤ ・成年後見制度利用支援事業について、市町村によって住所地特例者の扱いに違いがあるため関係する市双方とも住所地特例を対象外としている場合や、逆に双方とも対象としている場合にどちらの市で助成するか等の問題が起こる可能性があることから、住所地特例者の扱いについて県である程度の考え方を示す必要があると考えます。</p>
<p>➤ H30年度、福祉職員向け研修会のアンケートから</p> <p>・手続きが大変、利用するためにお金がかかる、必要かどうかの見極めが難しい、制度を理解している人が少ない</p>
<p>➤ 町長申立にあたり、親族調査の範囲について、現在4親等以内としているが、2親等以内へ変更する予定です。</p>
<p>➤ ・平成28年度に市民後見人養成研修を開催し、15名が修了、そのうち6名が市民後見人候補者名簿に登録している。平成30年度に新潟家庭裁判所より推薦依頼があり、1名が保佐受任(弁護士との複数保佐)により活動を始めているが、町には法人後見支援員体制が整備されていないため、業務経験を蓄積する場がない。毎年、町で開催する市民後見人養成フォローアップ研修にて実際の後見活動や困難事例に対応するための解決方法等の講義を受けているものの、現場経験が少なく、後見業務等の単独受任にはむずび付いていない現状。安定的に市民後見人候補者等が後見業務等に携われる仕組みの構築が課題となっている。</p> <p>・H28年度の市民後見人養成研修の開催にあたり、一般公募では受講者が集められず、受講生確保に苦慮したため、介護保険事業所や民生委員等に呼びかけ、受講生を集めた。現在6名の市民後見人候補者も高齢化が進み、次世代の修了者、名簿登録者の確保していきたいが、人材集めに工夫が必要。</p>
<p>➤ ・制度自体の整備、周知だけでなく、相談から申し立てまでの支援の充実が必要。</p> <p>・町では県外からの単身の転入者も多く、情報量が少ないことから、制度が必要な方へ十分な支援が行き届かないケースが出てくると考えられる。見守り等を含めた地域支援体制の構築が必要。</p>

令和元年度 社協における法人後見事業等に関する実態把握調査の結果

【調査概要】

目的	新潟県内の市町村社会福祉協議会における法人後見事業等への取り組み状況の把握
対象	新潟県内の市町村社会福祉協議会(30社協)
調査時期	令和元年5月7日から6月14日
調査時点	令和元年度5月1日
調査方法	メール等による依頼及びメール等による回収
発送数	30
回収数	30

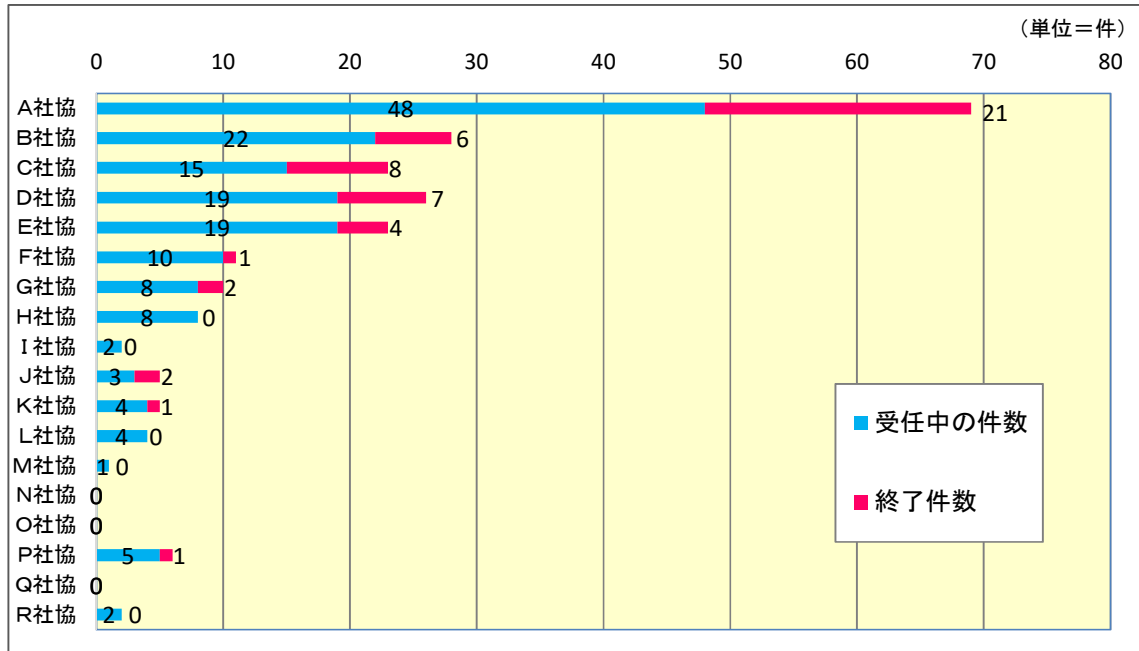
※ 本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率(%)は少数第一位を四捨五入しているため、合計が100とならないこともある。

1 法人後見事業実施社協の状況(対象=18社協)

(1) 法人後見事業における受任状況について

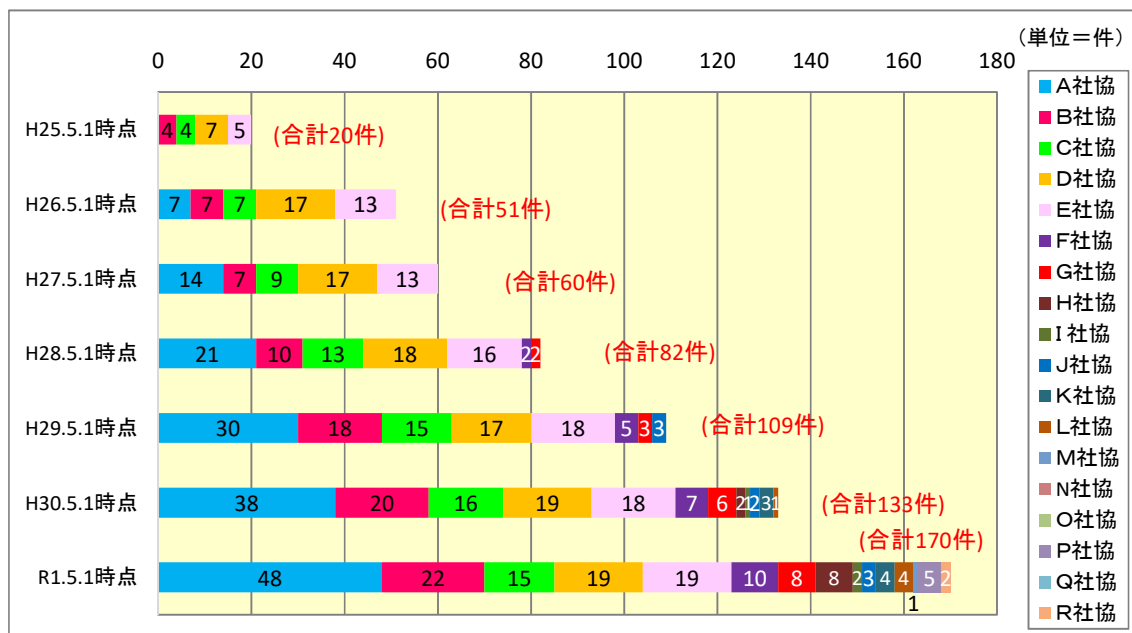
① 受任件数について

- 県内で法人後見事業を実施している18社協で、これまでに合計223件を受任している。
- うち53件は既に死亡により終了しており、現在の受任件数は合計170件となっている。



② 受任件数の推移について

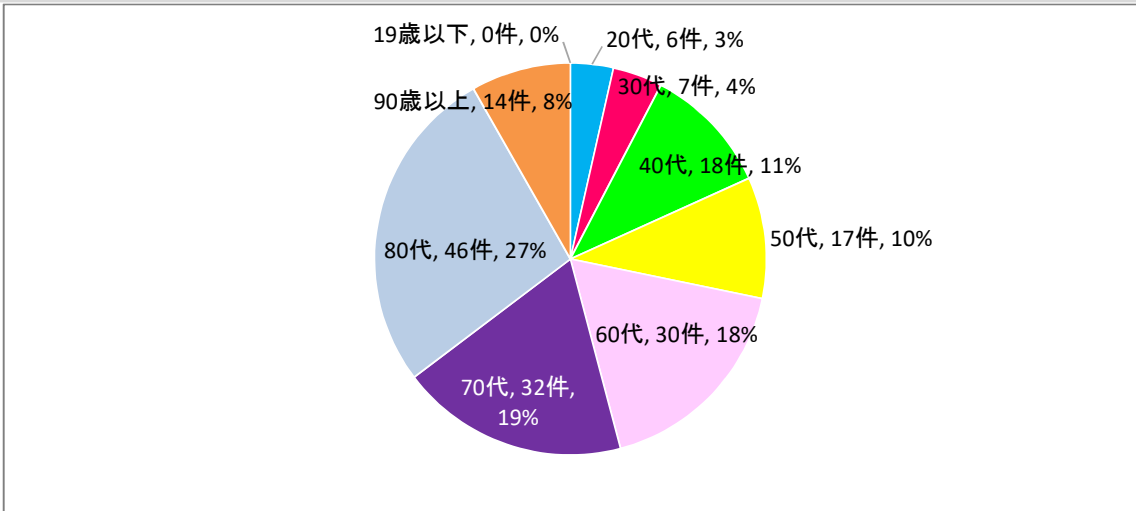
- 令和元年5月1日時点において、18社協で合計170件(前年133件)を受任しており、前年同期比で37件増加している。



《 以下、現在受任中の「170件」の状況について 》

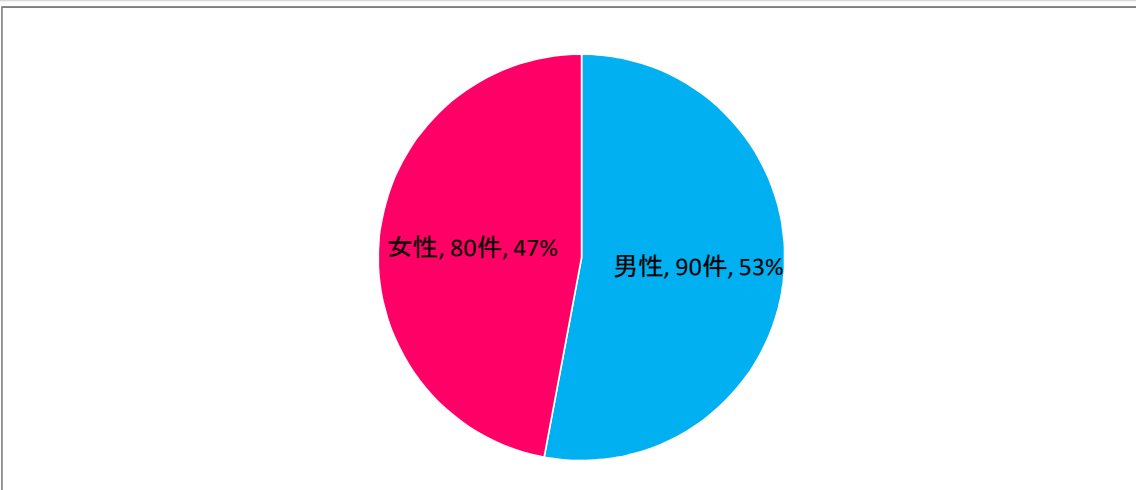
③年齢について

- 受任件数170件のうち、「80代」が46件と最も多く、次いで「70代」が32件、「60代」が30件と続いている。
- 「19歳以下」の受任案件は無い。



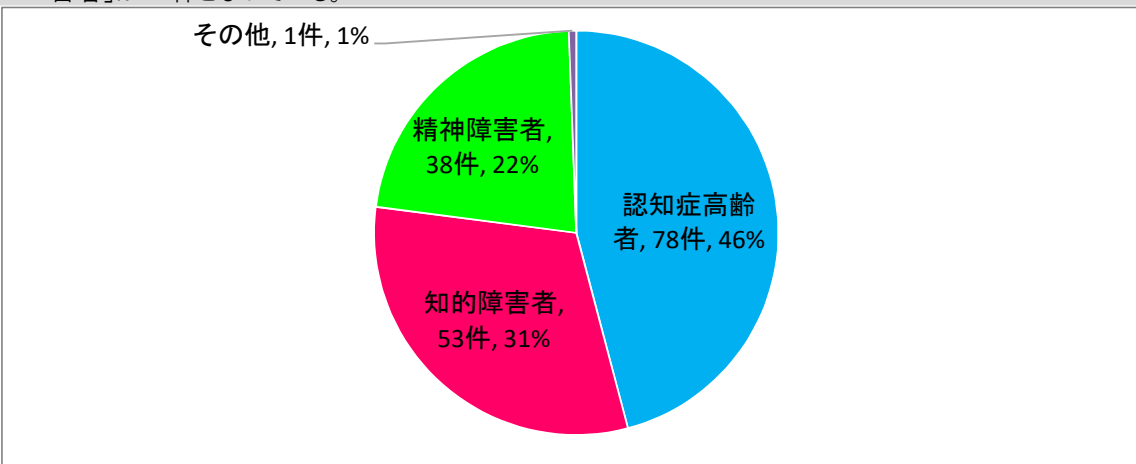
④性別について

- 受任件数170件のうち、「男性」が90件、「女性」が80件となっている。



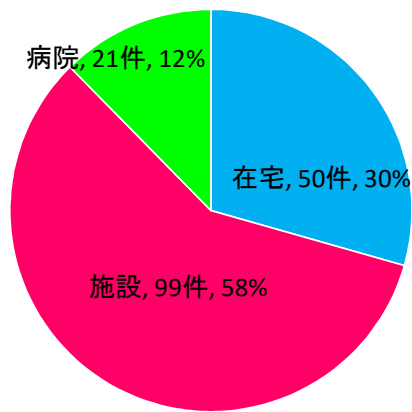
⑤障害等区分について

- 受任件数170件のうち、「認知症高齢者」が78件と一番多く、次いで「知的障害者」が53件、「精神障害者」が38件となっている。



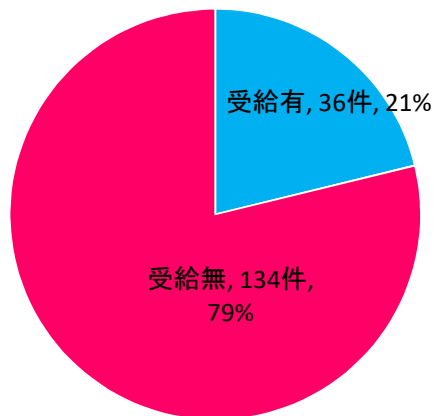
⑥居所について

➤ 受任件数170件のうち、「施設」が99件と一番多く、次いで「在宅」が50件、「病院」が21件となっており、被後見人等の約7割が「施設」や「病院」に入所・入院している。



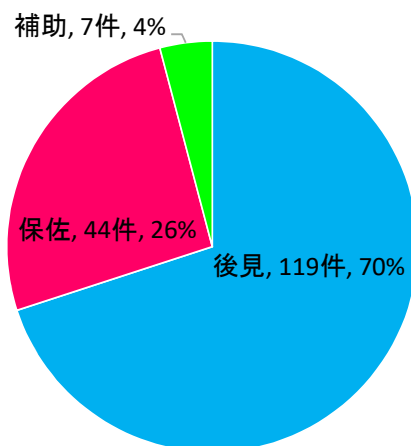
⑦生活保護の受給状況について

➤ 受任件数170件のうち、生活保護の「受給有」が36件、「受給無」が134件となっている。



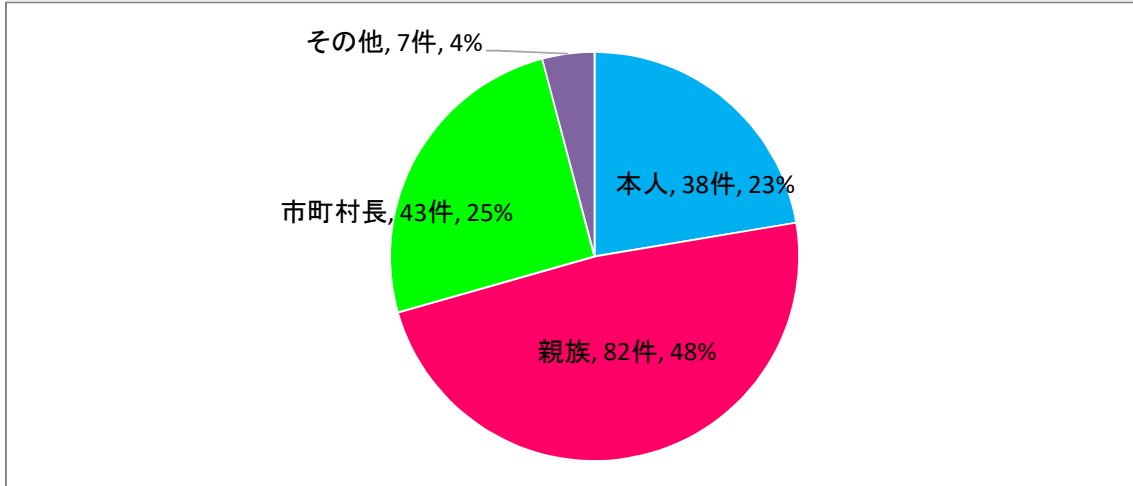
⑧類型について

➤ 受任件数170件のうち、「後見」類型が119件と一番多く、次いで「保佐」類型が44件、「補助」類型が7件となっている。



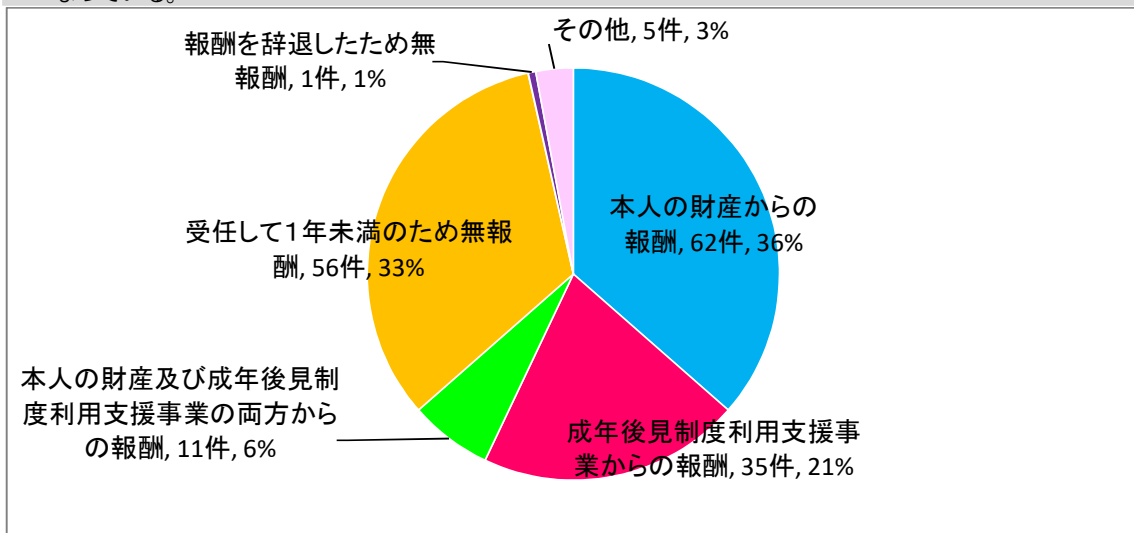
⑨申立人について

- 受任件数170件のうち、「親族」による申立てが82件と一番多く、次いで「市町村長」による申立てが43件、「本人」による申立てが38件となっている。



⑩後見等報酬について

- 受任件数170件のうち、「受任して1年未満のため無報酬」(56件)を除くと、「本人の財産からの報酬」が62件と一番多く、次いで、「成年後見制度利用支援事業からの報酬」が35件、「本人の財産及び成年後見制度利用支援事業の両方からの報酬」が11件、「報酬を辞退したため無報酬」が1件となっている。



(2) 法人後見事業以外の成年後見制度関連事業の実施状況について

- 18社協のうち、「普及啓発事業」を実施している社協が11社協、「相談支援事業」を実施している社協が12社協、「申立支援事業」を実施している社協が8社協、「市民後見人養成事業」を実施している社協が3社協となっている。
- 「その他」の内容として、「法人後見支援事業、後見人サポート、調査研究等」となっている。

	普及啓発事業			相談支援事業			申立支援事業			市民後見人養成事業			その他		
	委託	補助	自主	委託	補助	自主	委託	補助	自主	委託	補助	自主	委託	補助	自主
A社協	●			●			●			●					
B社協	●			●			●			●					
C社協	●			●			●						●		
D社協			●			●									
E社協	●									●			●		
F社協	●					●			●						
G社協						●									
H社協	●			●			●								
I社協													●		
J社協															
K社協						●									
L社協		●			●			●							
M社協			●			●			●						
N社協			●												
O社協															
P社協						●			●						
Q社協															
R社協			●			●									

(3) 法人後見事業等に係る職員体制について(単位:人)

- 18社協のうち、「正規の専従」職員を配置している社協が3社協、「正規の兼務」職員を配置している社協が17社協、「非正規常勤の専従」職員を配置している社協が1社協、「非正規常勤の兼務」職員を配置している社協が5社協、「非正規非常勤の専従」職員を配置している社協が1社協となっている。

	正規		非正規常勤		非正規非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
A社協	1		3			
B社協		6		1		
C社協		3		1		
D社協		13				
E社協	4	1			2	
F社協		6				
G社協		2				
H社協	1	2				
I社協		2				
J社協		3		1		
K社協		3		1		
L社協		3		1		
M社協		3				
N社協		3				
O社協		4				
P社協		3				
Q社協		2				
R社協		3				

(4) 法人後見事業等に係る財源別予算額について(単位:千円)

- 18社協のうち、「行政からの委託金」が投入されている社協が7社協、「行政からの補助金」が投入されている社協が4社協、「自主財源」を投入している社協が7社協、「後見報酬」を見込んでいる社協が15社協となっている。

	行政からの委託金	行政からの補助金	自主財源	後見報酬(見込み)	その他
A社協	4,521	4,566		12,844	
B社協	1,110			4,940	
C社協	7,400			3,500	
D社協		4,486	1,373	3,705	
E社協	20,980			6,013	
F社協	990		121	2,501	
G社協			202	1,200	
H社協	6,482			1	
I社協	300			432	
J社協		2,914		692	
K社協			785	480	
L社協		24,880		1,200	
M社協			241		
N社協			6,229		
O社協				200	
P社協				1,300	
Q社協			173		
R社協				480	

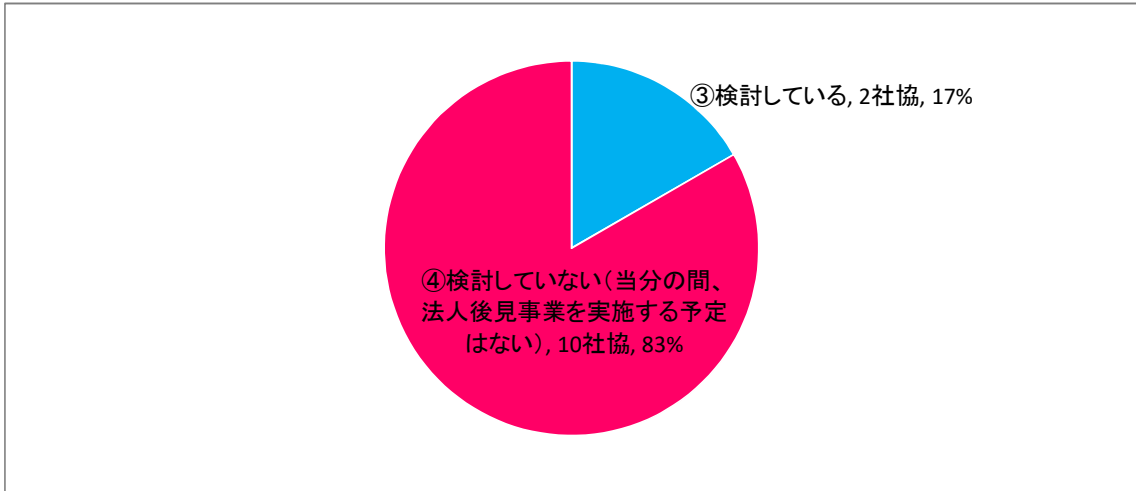
(5) 成年後見制度推進上の課題や問題点等について(自由記述)

- ・後見報酬が高額になるため制度利用が進んでいないと感じる。成年後見保険制度創設(仮称)など報酬に対して支援が必要。
 ・日常生活自立支援事業との一体的な運用。
 ・行政との連携が難しい。(担当者によって考え方が違ったり、制度に対する経験・知識が違うため)
- 行政の「成年後見制度利用支援事業」の要件が首長申立に限定されていることから、無報酬にならざるを得ない事案がある。
- 家族や親族の協力を得ることが難しいケースを受任することが多く、医療同意や身元引受、亡くなった後の対応等に苦慮している。
- 当市では、当会のほかに地域包括支援センターと障がい者基幹相談支援センターがそれぞれ成年後見制度の利用支援、権利擁護を行っている。しかし、各々で対応しているため、情報共有や連携強化の必要性を感じている。そこで、中核機関設置の検討を市全体で積極的に取り組めれば良いと考える。
- 市内の申立件数、利用者数は増えているが後見人等候補者の受け皿の状況把握ができていない。
- 普及啓発や相談支援(申立支援を含む)事業を行うための財源の確保。
- 行政の体制が整っていない。社協主導では進めることができない。
- ・当市における方向性の確認、検討(行政との連携)。
 ・地域状況や実情の把握及び分析(進行中)。
 ・市内関係機関・団体や各職能団体等との連携や、協働の在り方の検討。
- ・法人後見に期待する声は高いが、社協以外で立ち上げる法人がまだいない。
 ・受任後最初の2~3ヶ月の業務量が多いため、受任依頼が続いた場合受けきれなくなる。
 ・制度の周知は少しずつ進んでいるが、支援関係者の理解がまだ不足していると思われる。待ったなしの医療現場で医療同意できない旨説明が求められる。
 ・中核機関設置に向けた検討がフリーズしている。
- ・成年後見制度の周知がまだまだ進んでいない。
 ・平成30年度に利用支援事業の拡充が図られたが、申立費用の助成については市長申立ケースのみとなっている。
- 成年後見制度の費用負担が大きい。制度の必要があるケースでも、必要に迫られるまで申立てに至らない場合があり、軽度の方の制度利用に繋がりにくい現状がある。
- 制度そのものが、聞いた事はあるが、どんな制度か理解されていない面が多い事や手続き等が複雑で難しいと思っている方が多いので、身近な制度として捉えてもらえるような普及啓発が必要に思う。

2 法人後見事業について検討・未実施社協の状況(対象=12社協)

問1. 法人後見事業の実施に向けて、検討していますか。該当する項目にチェックしてください。

- 法人後見事業について、「検討している」社協が2社協、「検討していない(当分の間、法人後見事業を実施する予定はない)」社協が10社協となっている。



《問1で③に回答した社協へお聞きします。》

問2. いつ頃を目途に法人後見事業を実施する予定ですか。該当する項目にチェックしてください。

- 法人後見事業を検討している2社協のうち、「令和2年度中」と回答した社協が1社協、「時期は未定」と回答した社協が1社協となっている。

《問1で③に回答した社協へお聞きします。》

問3. 法人後見事業の実施に向けて検討を始めた理由は何ですか。該当する項目全てにチェックしてください。(複数回答)

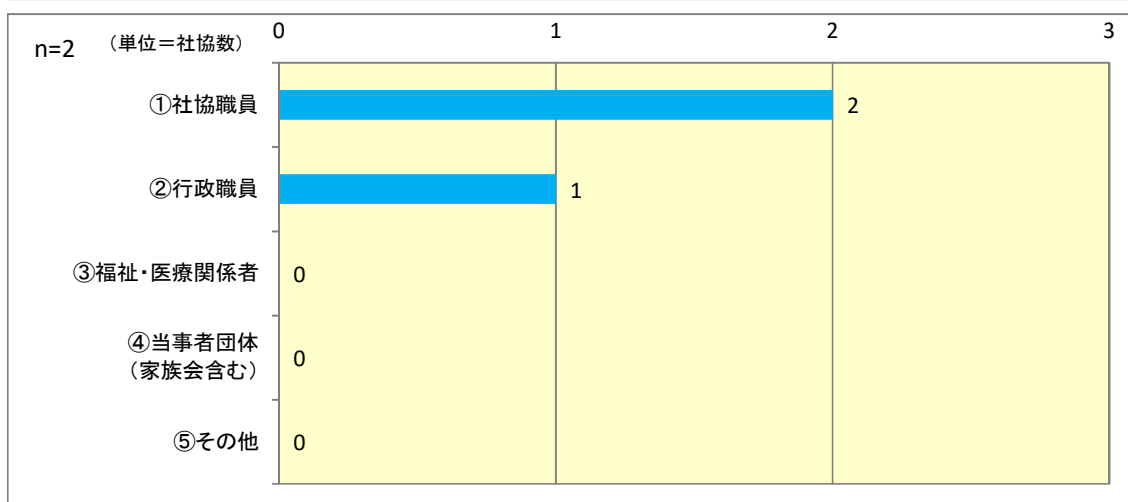
- 法人後見事業を検討している2社協のうち、1社協が「判断能力の低下した日常生活自立支援事業利用者を引き続き支援する必要があるため」「地域に適切な後見人候補者がいない(少ない)ため」、1社協が「行政から依頼があったため」と回答した。

理由	n=2 (単位=社協数)			
	0	1	2	3
①判断能力の低下した日常生活自立支援事業利用者を引き続き支援する必要があるため		1		
②地域に適切な後見人候補者がいない(少ない)ため		1		
③福祉施設や当事者団体等の関係機関から要望があったため	0			
④行政から依頼があったため		1		
⑤その他	0			

《問1で③に回答した社協へお聞きします。》

問4. 検討しているメンバーは誰ですか。該当する項目全てにチェック☑してください。(複数回答)

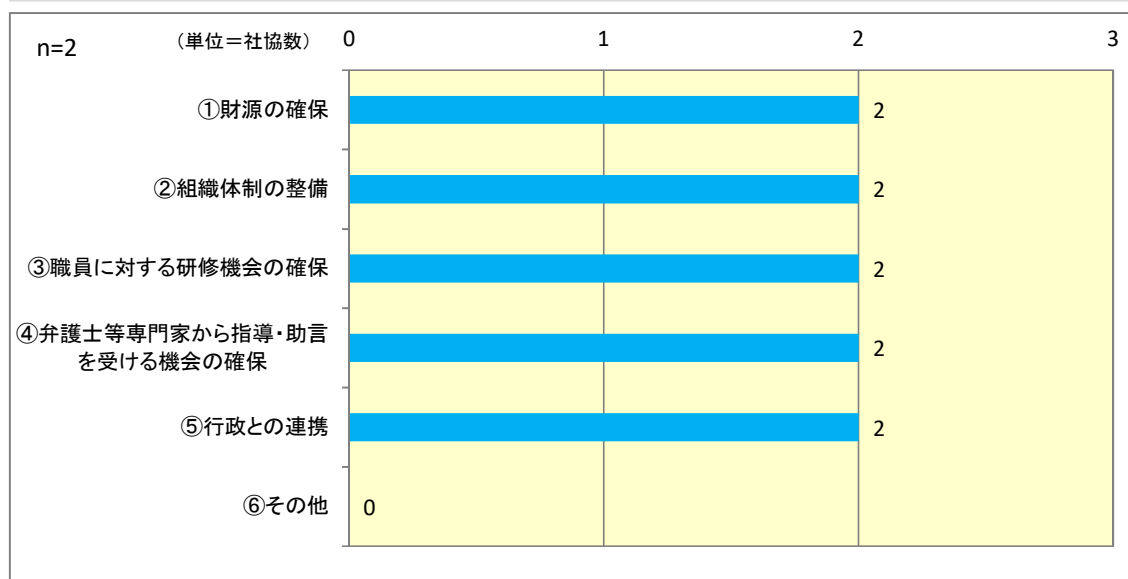
➤ 法人後見事業を検討している2社協のうち、2社協が「社協職員」、1社協が「行政職員」と回答した。



《問1で③に回答した社協へお聞きします。》

問5. 法人後見事業実施に向けて、課題となっていることは何ですか。該当する項目全てにチェック☑してください。(複数回答)

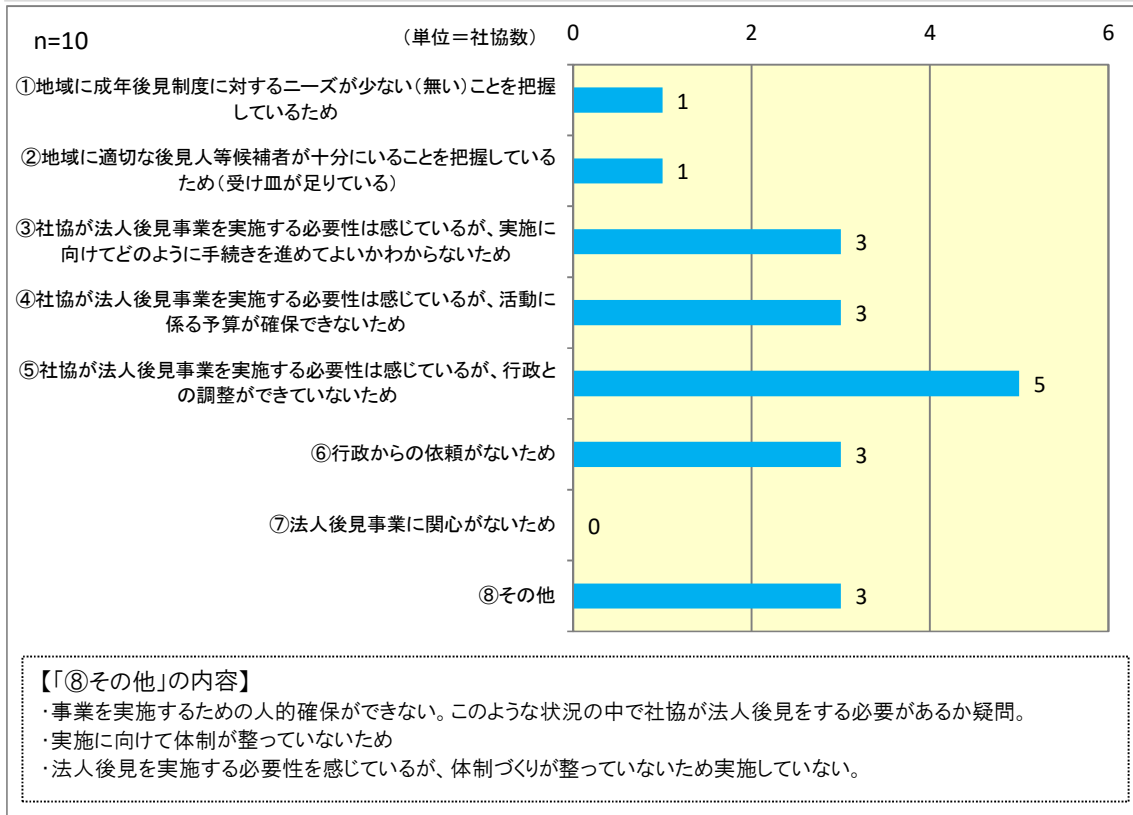
➤ 法人後見事業を検討している2社協が「財源の確保」「職員体制の整備」「職員に対する研修機会の確保」「弁護士等専門家から指導・助言を受ける機会の確保」「行政との連携」と回答した。



《問1で④に回答した社協へお聞きします。》

問6. 実施しない理由は何ですか。該当する項目全てにチェック☑してください。(複数回答)

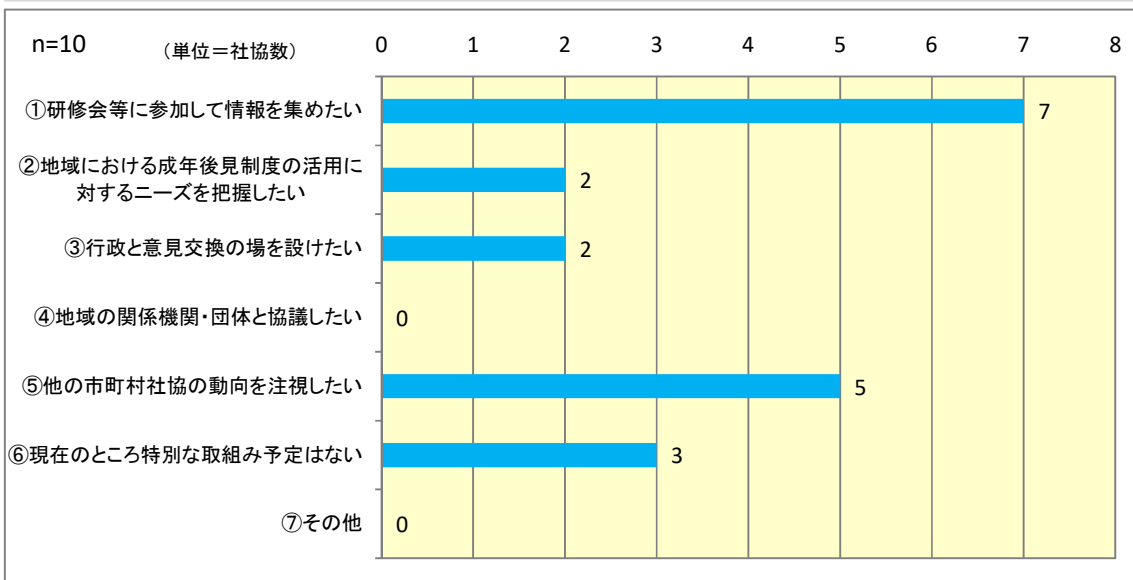
- 法人後見事業を検討していない10社協のうち、5社協が「社協が法人後見を実施する必要性は感じているが、行政との調整ができていないため」、3社協が「社協が法人後見事業を実施する必要性は感じているが、実施に向けてどのような手続きを進めてよいかわからないため」「社協が法人後見事業を実施する必要性は感じているが、活動にかかる予算が確保できないため」「行政からの依頼がないため」と回答した。
- 3社協が回答した「その他」の内容は下記のとおり。



《問1で④に回答した社協へお聞きします。》

問7. 当面の取組方針について、該当する項目全てにチェック☑してください。(複数回答)

- 法人後見事業を検討していない10社協のうち、7社協が「研修会等に参加して情報を集めたい」、5社協が「他の市町村社協の動向を注視したい」と回答した。
- また、「現在のところ特別な取組み予定はない」と回答した社協も3社協あった。



問8. 成年後見制度推進上の課題や問題点等について、ご自由にお書きください。

- 法人後見の必要性は今後あるのかもしれないが、事業を実施するための財源(人件費補助はあるか。ある場合、正しく配置できる程度の人件費かどうか。)がどの程度まであるのか不透明である。このような状況の中で、社協が法人後見を推進することに疑問を感じる。
- 現在当地域における後見の取り組みは、直営包括が担っている。行政直営であるので関連する様々な情報はおのずと集約される。成年後見に関する相談や市長申立に関しても経験やノウハウもあるので、既に中核機関的な要素を備えている面もあると考える。そんな中で社協としては、認知症が契約当時より徐々に進行していく日常生活自立支援事業の利用者の状況を鑑み、法人として後見事業に取り組む必要性があると感じている。まずは受任団体となることを目指していきたい。現体制の中で成年後見事業が実施できるように工夫していきたい。財政的には非常に厳しいが、小規模でも日常生活自立支援事業と併せて権利擁護事業として両立することを目指したい。

